

厚生文教常任委員会

平成26年3月14日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年3月14日（金） 午前9時30分 開会
午後4時35分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	白石	栄一
委員	吉武	昭博
〃	内野	悦子
〃	増田	順弘
〃	藤井本	浩
〃	西川	弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	川村	優子
〃	吉村	優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下	和弥
副市長	杉岡	富美雄
教育長	大西	正親
市民生活部長	生野	吉秀
保険課長	中嶋	卓也
環境課長	大谷	肇
〃 補佐	竹内	和代
新炉建設準備室長	芳野	隆一
新庄クリーンセンター所長	増井	良之
保健福祉部長	山岡	加代子
社会福祉課長	西川	佳伸
子育て福祉課長	岡	幸子
障害福祉課長	門口	尚弘
健康増進課長	水原	正義
教育部長	田中	茂博
教育総務課長	西川	信明

〃	補佐	高津和司
	学校教育課長	井上昌典
	生涯学習課長	吉村恭信
	学校給食センター所長	高橋一馬
〃	主幹	松田和男
	歴史博物館主幹	吉岡昌信
	体育振興課長	西川博史
	上下水道部長	吉川正隆
	下水道課長	青木若次
〃	主幹	西川良嗣
	水道課長	川松照武
〃	補佐	福森伸好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	西川雅大
〃	新澤明子

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第3号	葛城市社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて
議第4号	葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについて
議第5号	葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正することについて
議第6号	平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
議第7号	平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決について
議第8号	平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
議第9号	平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
議第10号	平成25年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
議第11号	平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 新クリーンセンター建設にかかる諸事業について
- (2) 葛城市学校給食センターについて

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

3月議会定例会中で委員会を開催いたしますが、皆さん方大変お忙しい中、全員参加いただきましてありがとうございます。付託された議案を慎重に審議してもらいたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員外議員の出席は、吉村議員と川村議員でございます。

一般の傍聴の申し出が2名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴者入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第3号、葛城市社会教育委員に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

田中教育部長 皆さん、おはようございます。教育部長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程させていただいております議第3号、葛城市社会教育委員に関する条例の一部を改正することについてでございます。

葛城市社会教育委員に関する条例の一部を改正することにつきましてでございますが、本件につきましては、第3次地域主権改革一括法の施行により社会教育法第15条及び第18条が改正されまして、法第15条第2項に定められております社会教育委員の委嘱の基準に係る規定が削られ、改正後の法第18条の規定により、当該基準は地方公共団体の条例に委任されることになりました。これに伴い、葛城市社会教育委員の委嘱の基準について改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、委員の基準を、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者とし、その中から教育委員会が委嘱するという事とする旨の改正を行うものでございます。お手元の新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

第4条を第5条としまして、第3条を第4条とし、第2条を第3条としまして、第1条の次に次の1条の方を加えるということで委嘱の基準を設けております。第2条としましては、先ほどご説明させていただきました委員は次に掲げる者の中から委嘱するという事としまして、(1) 学校教育及び社会教育の関係者、(2) としまして家庭教育の向上に資する

活動を行う者、(3)としまして学識経験のある者ということになっております。なお、この条例につきましては平成26年4月1日から施行することとなっております。

以上でございますが、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長 ただいま、議第3号の葛城市社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて、教育委員会田中部長の方から説明がありました。本議案については、ご説明のように第3次地域主権改革一括法の改正、施行に基づくもので、社会教育委員の委託についてなど、社会教育法より条例に委任されることになったというわけであります。主権改革ということで、一定の目的、趣旨があつて改正されるわけでありますけれども、本改正によって、本市社会教育にとってどのような影響、効果があるのかお伺いしたいと思います。今どのような選出の基準で個人や団体等が選出されているのか、この点もお伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 教育部長。

田中教育部長 白石副委員長からのご質問でございます。この委任をすることによる影響ということでございます。今まで、この基準を設けさせていただくことにより、社会教育委員の社会教育にかかわりますいろいろなご意見、ご助言、また審議、検討等を更に深める、そういった向上が見込まれるように思っております。また、委員の構成につきましては、まず学校教育及び社会教育の関係者の方につきましては、市議会代表者として、今西川議長が会長になっていただいておりますが、そのほかに区長会代表、校長会代表、文化協会、また体育協会の代表者、PTA協議会の代表者となっております。また、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、寿連合の代表者であったり、青少年健全育成協議会、子ども会育成連絡協議会、また民生児童委員協議会の代表者、地域婦人団体連絡協議会の代表者でありまして、また学識経験のある者としては、市内でいろいろな教育関係にかかわる経験をされた方々がメンバーとして入っております。

以上でございます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 田中部長の方からご答弁をいただきました。地域主権改革というのは、当時民主党政権において、基礎的自治体への事務権限の委譲、あるいは義務づけや格付の見直しを実行し、今まで以上に市町村の責任と判断で住民の負託に応える、こういう趣旨、目的があつてやられたことであります。しかし、その趣旨、目的が、実際にそのまま権限委譲や義務づけ、格付の見直しによって、地方自治体の責任と判断でできるようになったかといったら、なかなかそうはならない。まずはやはり財源の裏づけがなかったり、逆に地方自治体の事務が煩雑になるというふうなこともあるわけでありまして。しかし、本改正については当然のことといえれば当然のことであるというふうには思いますけれども、一定の当初言われた趣旨、目的というのはそれなりに理由があるのではというふうに思います。改正によって単に条例に同じことが明記されるということだけで終わったのでは、何らその趣旨、目的に沿えない、こうい

うことになるわけで、いいところの点については大いに活用してやっていただきたいというふうに思います。それぞれ学校教育及び社会教育の関係者、あるいは家庭教育の向上に資する活動を行う者、あるいは学識経験のある者などから選出し、委託しているわけでありませけれども、議会からも議長が出て会長としてやられると、これがいいのか悪いのかは別にして、やはりその趣旨、目的を呈して、更に住民の負託に応えるという、これまでの慣例でそういうことを踏襲するというだけではなく取り組んでいただきたい。まさにこの改正がその趣旨に沿うように活動を求めておきたいというふうに思います。

以上であります。

西井委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

山岡保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただいております議第4号、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについてでございます。福祉総合ステーションにつきましては、ここ数年プールや風呂の利用の増加は見られるものの、風呂の利用につきましてはまだ余裕があります。市外の方につきましては、市内の方の同伴にて高めの利用料金が設定されており、他市にあるスーパー銭湯では、ゆうあいステーションのお風呂より安く、しかもいろいろな風呂に入浴できるところです。ゆうあいステーションの近くには當麻寺、竹内街道、大津皇子の本当の墓ではとされている鳥谷口古墳、二上山があり、最適なハイキングコースとなっております。その好条件に位置するゆうあいステーションを休憩地点の最終地点として、食事をし、ゆっくりと汗を流してもらい帰っていただくのも観光の1つ、もてなしの1つと考えられ、利用者増も図られると思われま。また、ゆうあいステーションは高齢の方や障害のある方に多数利用していただいている施設でもあり、より一層ともに助け合う共助や、地域とのふ

れあい期待できるものと思われま。以上により、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正するものであります。改正の内容につきましては、市外居住者の方は市内居住者の方同伴に限り別料金で利用できていたものを、利用者増を図るため、市外の方単独でも市内の方と同一の料金で利用できるようにするものと、消費税が5%から8%に改正されることに伴います使用料の改正でございます。

お手元に配付させていただいております葛城市福祉総合ステーション条例新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。左側が旧で、右側が新で、赤字部分が今回の改正部分でございます。それでは、新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。初めに、第4条第3号中、「利用料金」を「使用料」に改めるものでございます。次のページ、第6条を削りまして、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。次に、第11条第1項中「が納付すべき使用料」、「第6条第1項に定める者にあつては」及び「同条第2項に定める者にあつては別表第2」を削り、同項ただし書き中「及び別表第2」を削り、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第10条とするものでございます。次に、第12条を第11条と改めるものです。次に、第13条第1項中、「第6条第1項に規定する者」を「本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第12条とするものでございます。次に、第14条を第13条とし、第15条を第14条とするものでございます。次に、第16条中、「第7条から第10条まで」を「第6条から第9条まで」に、「第13条から第15条まで」を「第12条から前条まで」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とするものでございます。次に、別表第1中、「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改め、使用料の区分中、リラックスルーム、温水プール大人500円を510円に、カラオケルームB・C1,000円を1,020円に、回数券大人5,000円を5,100円に改めるものでございます。次に、別表第2を削り、別表第3中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」と、「小学6年以下」を「小学6年以下の者が有する上記以外の手帳」に改め、同表を別表第2とするものでございます。次に、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。経過措置といたしましては、第2条で、「この条例による改正後の葛城市福祉総合ステーション条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。」ものです。次に第3条で、「施行日前に発行された利用券及び回数券は、新条例別表第1に規定する使用料により購入された利用券及び回数券とみなして、なお使用することができる。」ものとします。次に第4条では、「この条例による改正前の葛城市福祉総合ステーション条例別表第2に規定する回数券のうち未使用の回数券を所持している者から、施行日から平成27年3月31日までの間に当該未使用の回数券に係る料金の還付請求を受けた場合は、当該未使用の回数券に係る料金相当額を還付する。」とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。

西井委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 おはようございます。何点か質問させていただきたいと思います。

まず大きな意味から、好条件に位置して利用者増も図れているという冒頭の話があったわけですが、今回私は一般質問で指定管理者制度施設の業況はどうなっているのかということを知りたいわけ、ここも入れたかったんですけども時間の都合上抜いたわけですが、簡単に、私が聞いた「ウェルネス新庄」、また「當麻の家」は右肩下がりにあるという大きな意味での答えをもらったわけですが、まずこの「ゆうあいステーション」、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

西井委員長 課長。

西川社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず入館者につきましては、平成23年、12万242人、また平成24年、12万2,324人と、若干上がっております。また、平成25年2月末現在でございますけれども、10万5,754人となっております。また、プールの利用につきましては、平成23年、5万1,492名、前年に対して2,465名の増、また、平成24年につきましては5万2,859名、1,367名の増となっております。2月1日現在で4万6,162名となっております。利用者の数字につきましては委託管理の方で努力していただきまして、若干ではございますけれども増加となっております。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 若干の増加ということで、結構でございます。

次に、市外の方の入館者は今までは市内同伴でないとだめやったものが、市外だけでも単独でも入れていると。私はそういう時代にあるかなと思っているんで、これに対して何ら意見を言うわけじゃないんですけども、以前に、プールで他市の方が非常に多くなってきたと、地元の者が行きにくくなっているというお話を何件か聞いていますので、そういう話があったと思うんですけど、実際そういう話があったのかどうか。プール教室の中でそういう話があったのかどうかということを確認だけしておきたい。

西井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川です。お願ひいたします。

自分がこのゆうあいステーションの方を社会福祉課として委託させていただいている時点では、そういったお話は聞いてはおりません。また、近隣では御所の方のかもきみの湯が平成13年につくられ、また上牧町にある虹の湯も平成10年に設置されております。そういった意味におきましては、こういった施設、どんどんと新しい施設ができてきております。プールにつきましては、教室の方で数多く利用していただいているところでございます。また多くなれば当然入場的なところの規制が必要かもわかりませんが、今の時点では特に混み入っているというところは聞いてはおりません。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そういう話は聞いたことはあるんですけど、私は、やろうとしていることは正しいと思っています。それはそれでええねけども、やっぱりお使いになる方からそういう意見があるという、できたらそういう認識を持ってほしかったなというところがあるんですけど、そういう意見もあるということで変えていって、やはり建物自身で業績というものを上げていかなあかんねから、これはこれでいいんですけども、市内の方はどうしても古い考え方というんですか、市外の方と一緒になるとなったときに抵抗がある人があるかと思うので、そこはよく説明された上で取り組んでいっていただきたいと思います。

以上で結構です。

西井委員長 ほかに。

吉武委員。

吉武委員 市外の方も、もう言うたら自由に使えるようになるということですけども、でも、市外のハイキングとかに來られた方に使えるようになりましたよというふうな、來た方にわかりやすくアピールするようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

西井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川です。よろしくお願ひいたします。

当然これにつきましては、ホームページ、また市内の方で使われている方をもってお友達をお誘い合わせの上ということも考えられます。そういった部分につきましては、入館される方についてまたアピールさせていただくというところを局長の方からお聞きしております。

以上です。

西井委員長 ほかに質問は。

白石副委員長。

白石副委員長 議第4号の葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについて、若干の質疑をしておきたい、このように思います。

この間、事業者社協としての役割、これは当然ここにも書いてありますようにステーションの目的と合わせてはいるわけでありまして、やはり住民福祉の増進を図る、そういう目的と合わせて、ゆうあいステーションの経営、運営を指定管理者として委託されているからには、行政の財産を使って効率的に運営していただいて、経費の削減も図っていただくこととあわせて、やはりどれだけたくさんの方々に喜んで利用していただくということは、どうしても欠かすことができないということです。そういう点での努力もこの間求めてまいりましたし、また市長そのものが、本来ならば5年間の契約期間を、前回については3年にして、社会福祉協議会としてどれだけ本来の使命を果たすとともに経営や運営の改善をするのかということで取り組んできたというふうには理解はしているわけでありまして、そういう取り組みの一環としてこういう提案がされてきたということは感じているわけでありまして、きょうは本来委員長にもお願ひして、実質的なセンターの運営、あるいは社会福祉協議会の事務を統括している局長に出席していただいて、こういう改善とあわせてどのような取り組みを今後されていくのかということでお伺ひしたかったわけでありまして、時間の関係上、手続上ご出席いただけない、間に合わないということであったわけですが、

かし改善の一步というふうに思います。この点は、市内、市外の方々も料金は統一して利用の増進を図り、とりわけ風呂についてはまだまだ利用の枠があるということで、早々に取り組みます。これは当然必要なことです。しかしこれは、使用料を変えましたけども、使用料の改定だけでは当然利用の増は図れない。吉武委員が言ったように、市外の方々にどれだけ、また市内の方々にどれだけ周知をし、二上山あるいは當麻寺の好条件を生かして利用を促進するかという、そういう戦略、戦術が私は必要だというふうに思うわけでありまして。そういう点で、どのようにこの使用料の改定とあわせて取り組んでいかれるのか。会長は市長でありますけれども、その点は十分社協と事務方とで協議して出されたものだというふうに思いますが、その点をお伺いしたいというのがまず1点。

それから、使用料を500円から10円、部長の説明では消費税分の転嫁ということでありまして。その他の施設、例としてかもきみの湯、あるいは虹の湯を挙げられました。そちらの施設はそういう使用料の改定をされているのか。あるいはこの機会にされるのか。あるいはこの間は置いて、来年の10月、どうなるかわかりませんが、合わせてそういうことをしていこうとしているのか、あるいは経営努力をして転嫁をしない、こういうことになっているのか。この点も、かもきみの湯や虹の湯を意識して利用の増進を図るということをおっしゃいましたので、そういう点でもどのように考えてされたか。その辺の状況も把握されているのかどうかお伺いしておきたい。

それから、第12条関係の別表2の、改正されている「小学6年以外の者が有する上記以外の手帳」ということなんですけれども、これらは従前の内容と全く変わらないのかどうか、この点を確認しておきたい、このように思います。

西井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど白石副委員長がおっしゃいました改善点でございます。平成25年度中にはメニューの見直し、またマッサージチェアの更新、またキッズコーナー、図書を増冊といったところ、またパターゴルフ場の人工芝を新しく張りかえさせていただいております。また敬老事業としまして、9月14日から16日の3日間、市内60歳以上の方に対して、利用者に対して無料とさせていただいているというところがございます。これらにつきましてはまた小さいところがございますけれども、これ以外にも平成25年度から、いきいきふれあいサロンといたしまして、18団体の方が申し出ていただきまして地域の方々と一緒に楽しくコミュニケーションをさせていただいております。こういった中には、特にバスに乗って外出もなかなかおっくうだが、近所の公民館でみんなと語り合う、また楽しく運動を軽くするといったことで大変ありがたい、また見知らぬ人と知り合いになれたと、気軽にしゃべれるようになったと、また1人だとなかなか行きづらけれども誘われればどうしても行きたくなると、こういったご意見を聞いているところがございます。

また、かもきみの湯や虹の湯の消費税のアップのところがございますけれども、前からちょっと見ていたんですけれども、特にそこら辺はまだ変えていないんですけれども、当然上げられるのではないかなと、ちょっとごめんなさい、これにつきましてはまだ詳細は判明し

ておりません。

次に、小学校6年生の部分でございます。これにつきましては内容は変わりませんけれども、今までの条文でしたら、小学6年生以下というのでは何のことかわからなかったところで、上記以外の手帳をお持ちの方、いわゆる身体障害者手帳2種、また療育手帳B1、B2、また精神障害者手帳2級など、そういったところでこれら以外の手帳ということをお知らせしております。内容につきましては同じ内容でございます。

以上でございます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 西川課長からご答弁をいただきました。この間、メニューの見直し、いわゆる環境整備等については一定のご努力をされてきていることは、この間の議論の中でお聞きしているわけであります。新たにそういう環境をしてきた、更に使用料の見直しをし、周辺の市町村の利用者をふやしていこう、こういう1つの施策を打って出たわけであります。これは、じゃあどうして先ほど言われたように、周辺の市町村の方々に、あるいは當麻寺や二上山や来訪してきた方々に周知徹底するのか、こういう戦術が必要なわけです。これは市長が常々言っているように、葛城市を知っていただく、葛城市に来ていただく人をふやしていく、こういうことを言っているわけで、そのことがやはり社協にも必要なことだと。しかし、社協というのは組織としては本当に財源も限られているわけで、そこは社協だけの努力だけではいけないというふうに思うわけで、行政との連携をとって、具体的にどのような情報発信をして周知を図っていくか、ここをどうするかお伺いしたい。それこそ地域公民館を利用したいいきいきサロンの充実とか、これはこれとして大いに評価できることでありますけれども、その点をまずお伺いしておきたい、このように思います。

消費税の転嫁ということで、そういういい改革とあわせて、こそっと、こそっととは言わないけども10円を入れてきているわけですけど、ここにも意識を持って、やはり競合する施設はどうかということも考慮してやられるべきではないのかというふうに思うわけで、せっかくこうやって、かもきみの湯や虹の湯に負けないようにという形で条件整備をしつつ、こういう使用料も引き上げる、引き下げるということをしているわけですから、そこに意識がまだまだ私は足りないのではないかと、こういうふうに思うんですが、ここはきちっと、もう出ているから検討しようがないわけですけど、ちょっと残念だというふうに申し上げて、あと市長にいろいろご所見をお願いしたい、このように思います。

西井委員長 市長。

山下市長 白石副委員長の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、使用料をいかに確保していくのかということで、職員、また社協の職員も一生懸命知恵を絞って考えてくれています。先ほど申し述べましたけれども、ちょっと漏れておったなと思うのは、障害者のデイサービスを受け入れさせていただくとか、また食事の時間、今まで4時までしかできなかったものを若干ですけれども2時間ほど延長させていただいて、夕ご飯ぐらいまでは食べられるようにということで延ばさせていただいたりということ。それと、この社会福祉協議会が委託を受けているということの意味、ゆうあいステーションと、

かもきみの湯そのほかの施設の違いということもあると思うんです。当然、白石副委員長やったらわかっていたらと思うんですけれども、やはり社会福祉協議会がそこを受けて、市の委託事業であったりとか、デイサービスであったりというのが共存しているというところで、本当に意味合いが違うところもある。しかし運営もしていかなきゃならんというところで、二律背反、それをどうやって共存させていくのかということを知恵を絞ってやっていかなければならないというところで、いろんなサービスを考えさせていただいています。そうは言いながらも、利用者をふやしていくということで、今回市外の方も入りやすいようにということを考えさせていただきました。あとはどうやって宣伝をしていくのか、これは吉武委員もおっしゃったように、たくさんの方々に知ってもらうということをさせていただかないといけない。それと同時に今、実証ですけれども、ICTの市民おたがいさまサポートハウスをあそこに持っていかせていただいて、今までも何組か視察にもいらっしやっていますし、今葛城市が進めていますICTのまちづくりとかというのに関して、県外から幾つか視察に来たいというふうにおっしゃっている方々もいらっしやいます、議会も含めて。例えば、葛城市の方から、そういう方々に見に来ていただいて、あそこに行くんだったらそこで昼飯も食べて、それをやってくださいという案内をしていくとか、県外の方々等に対してもそういう形で、ここに視察に来るならば必ずあそこでご飯を食べて、使用してもらって、その中身を見てもらう。この間も視察で、外国の方も、これはアメリカの方もいらっしやったんですけども、一般の方、お年寄り、それと子連れのたくさんの親子、そこに障害者もいらっしやってというあの施設を見て、本当にびっくりされました。アメリカではこういう施設というのは考えられない、ないんだということをおっしゃいました。私たちが誇るべき施設であるとは思いますが。それをしっかりとアピールして、たくさんの方々に使用してもらえるように、また、葛城市に来ていただいたらあちらに行って食事もして、視察をして帰ってもらえるというようなことも宣伝ができるように、行政のほかの部門とも協力をしながらアピールしていけるように努力してまいるといふふうに思っております。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉武委員。

吉武委員 質問というよりもご提案という形でちょっと述べさせていただきたいんですけども、どうやったらふえるかなと今考えていたんですけども、例えば、駅からハイキングコースを葛城市推薦のコースとかいう形でマップとかで決めてしまっただけで、例えばゴールをゆうあいステーションにして、そこからバスで駅に帰れますよとかにすれば、最終のゴールをゆうあいステーションにして、汗を流してバスで帰れるとかすれば、もう少し利用者がふえたりとか、あと海外旅行とかで、バスの公共交通機関と現地までの間にお土産屋さんにも無理やり寄って、そこで買い物をしてもらおうというようなコースがあるように、例えば最後のゴールをゆうあいステーションにして、そのバスで一旦「當麻の家」に寄ってもらって駅に帰るとかいうコースにすれば、また地域も発展して、そういうふうにお金を落とすことによって行ってくれるのかなというふうなこともちょっと今思ったので、ご提案として検討いただきたいと思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

吉川上下水道部長 上下水道部の吉川です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第5号の葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、この条例の一部改正の理由でございます。平成24年1月27日に交付されました地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い改正するものでございます。本条文の改正内容につきましては、改正文とあわせまして新旧対照表をごらんいただければと思います。

改正の内容でございます。第2条第3項中の「前項」を「第2項」に改めまして、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に同条第3項を加えるものでございます。これにつきましては、一部改正令の施行前では、減債積立金を使用して企業債を償還した場合や、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等は、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れることが義務づけられていましたが、一部改正令の施行により、資本金制度の廃止に伴いましてこの義務づけが廃止され、積立金を使用した額に相当する額は未処分利益剰余金となり、その取扱いは議会の議決等によりまして決定することとなっておりますため、新たに第3項を加えるものでございます。続きまして、現行条例の第3条2項でございます。これにつきましては、みなし償却に係る資産の譲渡、撤去が生じたときに、資本剰余金をもって直接補てんすることになっていましたが、一部改正規則の施行によりましてみなし償却制度が廃止されたため、資本的支出に充てるため、交付された補助金等をもって取得した固定資産であっても、それ以外の固定資産と同様の方法で減価償却を行うことになりました。これによりまして、みなし償却を行うことを前提にした資本剰余金の直接補てんについて定めた第3条第2項を削るものでございます。最後に、附則といたしまして、施行期日経過措置でございますが、一部改正令及び一部改正規則は平成24年2月1日から施行されていますが、各自

治体において新会計制度を最初に適用する事業年度から適用することとされていることから、本市におきましては平成26年度から新会計制度に移行することから、平成26年4月1日から施行するものでございます。また、第3条改正について、平成25年度中にみなし償却資産を譲渡し、損失が生じた場合につきましては、平成25年度決算において資本剰余金を取り崩して補填する場合がございます。そのときにつきましては、平成25年度の決算処理は平成26年4月以降に行うため経過措置を設けております。

以上で葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正することについての説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 議第5号の葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正することについてという形で、地方公営企業法の改正、これは多分、地域主権一括法の中での改正であったのではないかというふうな記憶はしているわけでありましてけれども、その規定がここに提案されているわけでありまして。そのときの内容では、1つは、利益の処分に伴う減債基金等の積立金の積み立て義務や、減債基金等の使途、資本剰余金の源泉分の積み立て、資本剰余金の使途についての規定は廃止し、議会の議決を経て利益、資本剰余金を処分できると、こういうことであったのかなというふうに思いますし、もう1点は、欠損処理の規定のうち、繰越しの政令委任規定は廃止する、これらが具体化されたものかなというふうに思うんですが、この点を確認しながら、本市の水道事業の経営にとってどういう影響があるのか、どういうメリットがあるのか、この点をお伺いしたい。とりわけ、組入資本金のそういう制度がなくなって、どういうメリットが具体的にあるか、この点をお伺いしたい、このように思います。

西井委員長 課長。

川松水道課長 水道課の川松です。どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長がご質問のとおり、この条例につきましては、地域主権一括法によりまして地方公営企業法の一部改正が平成23年5月に改正されまして、この条例自体は、平成24年4月1日に地方公営企業法第32条の一部改正により、法定積立金、減債積立金、利益積立金の積み立て義務が廃止され、また条例等により利益及び資本剰余金の処分等が可能となるために、新たにこの条例を平成24年4月1日施行ということで制定していただきました。なお、今部長がご説明いたしました地方公営企業法施行令並びに地方公営企業法施行規則等によりまして、この組入資本金の廃止とみなし償却の廃止ということが、この地方公営企業法施行令、昭和27年政令第403号、この第25条が削除、また地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令、第8条第4項と第9条第3項が削除された次第であります。これにつきましては、自己資本金、今現在2億8,513万4,816円を決算ベースで持っておりますけれども、これを、減債積立金や建設改良積立金をもし取り崩すならば、やはり自己資本の造成は必要ということでの事業経営の安定に資するために、この今廃止された条文のうち、組入資本金について

はそれを上程いたした次第でございます。

メリットでございますけれども、やはり自己資本の造成ということで、資本金を積むということでのメリットを考えておりました。それが企業経営の安定ということと考えると、メリットを考えました。

以上です。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 水道事業を初め公営企業法の会計というのは、いわゆる企業会計とはまた異なった形で、企業会計以上に厳しい経営が求められているという、そういう認識を持って私はこの間議論をしてきたわけでありましてけれども、まず第1のこの改定、これまで、利益が出た場合はその20分の1を減債基金として積み立てなければならなかった。なお積み立てても利益があった場合は、任意で建設改良積立金等に充当すると、こういうことであったわけでありましてけれども、まず第1は、その20分の1、そういうことがなくなってきたということではないでしょうか。なくなり、議会の議決においてそういう利益の処分ができるということになったんだらうと、こういうふうに思うわけでありまして。それと、組入資本金、いわゆる造成資本金といわれるものでありますけれども、これまでは私の理解では、利益剰余金を積み立てて企業債を償還したり、建設改良の資金に使用した場合、公営企業会計法のもとでは、会計操作として、この額を自己資本金として組み入れる、こういうことがやられてきたわけです。これが、いわばなくなったのかどうか。話の中では、逆に国の補助金をいただいてやったものについて、その辺の改正の中身と、そういう減債基金や建設改良費を使った資金について、資本金に積み立てなきゃならない、そういう会計操作そのものは温存されているのか。あるいは、この改定とあわせてそういう仕組みがなくなっているのか。それと、もう少し具体的にお聞きしたいんですけども、ほとんど国の補助や県の補助なんてないわけですけども、基本的にはお金を使って資本造成をした場合には償却そのものが必要なかった、それがこの改定によって、これもあわせて償却をしていくということになっている。このことが、今課長の説明ではメリットだと、経営の基盤の安定につながると、こういうことなんですけど、その辺の評価はちょっと違うわけでありまして、その点をもう少し具体的に事務方にお伺いしておきたい。

西井委員長 課長補佐。

福森水道課長補佐 上下水道部水道課の福森です。よろしくお願いたします。

先ほどの白石副委員長の質問にお答えさせていただきます。

組入資本金の廃止に伴いまして、この積み立てた金額につきましては未処分利益剰余金の扱いになりますので、それを年度末にまた、さっきおっしゃっていただいた減債積立金とか建設改良積立金ということで、それは各自治体に応じて積み立てることができます。今まででしたら組入資本金に絶対義務づけということで、使った場合には積み立てなければならないということになっていたんですけども、この法令改正によりまして、各自治体の裁量におきまして、組入資本金じゃなしに未処分利益の扱いとなりますので、それにつきましては、各自治体におきまして積み立てをすることになったというのがメリットといえればメリットと

いう形になります。

さっきのもう一つの条文の廃止につきましては、みなし償却の廃止ということで、これにつきましては葛城市においてはデメリットということではないんですけども、平成26年度の予算特別委員会でも説明させていただきますけども、旧の當麻町、合併後の葛城市におきましてみなし償却をずっとしておりまして、だから、補助金または工事負担金、これをいただいた分に関しましてはみなし償却、要するに1千万円の補助金をもうた分に関しては償却していなかったと。しかし、これは地方公営企業会計制度によりまして、補助金をもらおうが単独で行おうが全部償却しなければならないということで、みなし償却の廃止ということで、その分を平成26年度予算案に増額、みなし償却を、補助金をもうてた分を固定資産で積算させていただきますまして、約3,700万円ほどの増額の予算を組んでおりますので、今後もそういう形で、毎年多分3,000万円から4,000万円の、配水管でしたら多分40年の耐用年数やと思いますので、そういう形で毎年、今までやったら多分1億7,000万円プラス4,000万円程度の増額分が、償却分による増額が毎年今後続くという形。これは、みなし償却を行っている自治体はそういう形になると思います。今までどおりフル償却でしたらその自治体は影響がなかったんですけども、葛城市においてはそういう形でみなし償却を行ってきましたので、予算的には減価償却は約4,000万円、ちょっと今予算書が手元にございませんで、そういうことでデメリットということで報告させていただきます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 少しわかりました。1つは組入資本金、いわゆる造成資本金といわれる規定が、そういう奇妙な会計操作が、企業会計法ではない資本勘定と損益勘定が混同している、こういうことが解消されたという理解をしたいというふうに思います。今までは、営業利益、損益の利益によって減債積立金や建設改良積立金に造成していた。これらを使って企業債を償還した、あるいは施設、設備の改修とか増築をした場合は、自己資本に組み入れなきゃならない。だから、基本的には過去の、過年度の未処分利益剰余金が自己資本の方へ回っていくと、こういう操作があったわけでありましてけれども、ここは当然、水道事業の経営、収支にとって過年度の未処分利益剰余金が消えていくわけですから、経営状況そのものが悪化して、逆に言うたら経営基盤の弱体に私はつながるというふうに思っていました。また、これは企業会計法、企業会計の原則から逸脱している、資本勘定と損益勘定が混同しているということで、これは全くおかしい話だということだったんですが、これが改正された、なくなったということは、これは大いに歓迎できることではないのかというのが1つわかりました。もう一つ、国の補助金等を活用して施設の拡張とかをいろいろやった場合には、今まではその分については減価償却しなくて済んだというところだった。しかし、これが削除、廃止されて、同じように減価償却しなければならなかった。そのために当然、損益勘定、利益の方から、あればの話ですけども、償却しなければならない。確かにそのことによって、施設、設備の更新、経営の安定という点からしたら、企業としたらそれはそれでいいかもわかりませんが、私はこれは、発足当初あるいは今日に普及率が100%近くに至るまでの経過の中で、50%、60%、70%程度のときやったらそれなりに理解できるわけでありましてけれども、今みたいに

もう既に100%近い水道の普及率になっていて、水道料金の徴収は、全てと言いませんけれども、根拠そのものが非常に薄らいているという状況なんです。しかも、民間の企業と違って公営企業、地方自治体の公営企業というのは、資本造成する原資というのは基本的にはこれはもう企業債しかないんです。ないわけではありません。ずっとこの間経営しているわけですから。建設改良積立金とかいろいろ使えるものはありますけれども、今は利益剰余金もありますから使えますけども、基本的には財源は企業債なんです。民間企業はどうなっているかという、株式の発行をするんです。株式の発行をし、その資金によって工場やいろいろな施設、設備をつくり、製品をつくるなりサービスを提供するなりして利益を得ると。利益を得なかったら配当する必要もない、無配当でいいんです。利益が出たら配当したらいい。だから、企業債の原資ということになれば当然、損益勘定において元金でしたか、資本勘定において利息を毎回、毎年払っていかなきゃならない。その上に減価償却は当然せないかん、こうなるわけで、非常に経営そのものが厳しい状況にある。しかも、水道料金なんてもうからんから何ぼでも上げてええわというようなものじゃない。市民にとっては1日としても欠くことのできない、そういうものなんです。だから、事業として非常に採算ベースに合わない、そういう事業を地方自治体の企業として担わされているというのが実態なんです。そういうことからしたら、みなし償却というのは、少しは超企業的な組入資本などの会計操作からしたら、私はほんまに国の資金を使ってやるならば、こういうことができるんやったらこの資本を使ったらいい、こういうふうに思っていたわけですけども、それがなくなっちゃって3,700万円、4,000万円の減価償却をしていかなきゃならないということは、損益勘定において大変な負担になってくるわけで、これはやはり大いに問題です。確かに、新たに拡張計画をしていくんだと、ビジョンも県水との関係でなかなか実行できないということになりましたけど、だから非常に、企業経営としては当然やと思うけども、低廉な料金で安くて豊富に水を提供していくという水道法の趣旨からしたら、うちの水道事業の経営の状況からしたら、これは大変だなというふうに思うんです。これをメリットと見るのかデメリットと見るのかというのは、私はデメリットと見ます。本来、100%近い普及率になっている状況の中で、私は国の補助金はもちろんのこと、一般会計から投入して施設、設備の拡充をやったって法的には何らおかしくない、そういう環境になっているということなんです。本来、私はそういう事業には一般会計から繰り入れをして、市民の生命を守る必要な水を提供していくことには当然やるべきだと言ってきた。ところが、そういうものに対して、そういうことによって造成した施設、設備に対して減価償却を求められるということになると、少しはほっとしている部分があったのが全くななくなっちゃったというふうに理解するんです。この改正はこの改正で反対するというわけじゃないですけども、やはりもっと経営環境がよくなるような改正、確かに組入資本、造成資本そのものが削除されるというのは、これはこれで評価したいと思うんですけど、その点のご認識をどう持てばいいのかという点は予算の議論の中でもしていきたい、このように思います。ちょっと見解の違いがあるかもわからんけども。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 簡単に私も確認させてもらいたいと思いますけど、いずれにしても資本の部の中での資本金なり積立金の話であって、メリットというか考え方としては、いわゆる利益の留保金というんですか、これの活用方法に制限がなくなったというのか、幅広くなった、使いやすくなったと、簡単に言えばそういう考え方でいいんですか。それだけ確認しておきたい。

西井委員長 課長。

川松水道課長 水道課の川松です。

先ほど補佐も申したとおり、未処分利益剰余金というのがありますので、それについては活用がしやすくなって、なおかつ、しかしながら組入資本というのを条例化する上ではやはり資本の造成も必要であるということで、両方の考え方で今この条例を上程したわけでございます。

以上です。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そしたら、この中の文章だけを、載っている文だけを見ると、第2条の3の規定にかかわらず、例えば議会の議決を経て目的外の用途に使用することができると、こういうこともあり得るやろうと。この額はこの改正でふえるということですね。使える額がふえてくるという考え方でいいねんね。それだけちょっと最後に。

西井委員長 課長補佐。

福森水道課長補佐 上下水道部水道課の福森です。

ただいまの藤井本委員の質問にお答えさせていただきます。

この第2条第2項の中で、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金でしたけども、さっきの条文改正によりまして、減債積立金とかは企業債に返すんですけども、今まで葛城市ではこの積立金を使用したことはございませんけども、これを積み立てることによって、未処分利益剰余金に積み立てるということで、また出ることによって、この条文に基づきまして建設改良とかにまた積み立てるということで、今まででしたら自己資本金に回っていたやつが、今まででしたら使ったらその分が減りますけども、使ったら未処分利益ということでもた積み立てるといふことのメリットという形になるということ、ご理解していただきたいと思っております。

以上です。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 この資料の新しいところの3のコーナーでちょっと気になるので。「前各号（第2号を除く）に掲げる基金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本に組み入れるものとする」ということがあるんです。このことだけがずっと気になっているんですが、この内容について、もう少し具体的に詳細に教えていただきたいと思っております。

西井委員長 課長。

川松水道課長 水道課の川松です。お願いいたします。

この内容につきましては、減債積立金、建設改良積立金という目的のものをもし取り崩し

た場合は、やっぱり組入資本金に組み入れるということでもあります。

以上です。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 それやったら私が理解していたことと全く違うということであって、本来の奇妙な仕組みそのものは温存されているということなんですね。なるほど、利益剰余金の使い道についてはそれなりに融通性ができてきた、あるいは第2項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については積立金をその目的以外の用途に使用することができる、こういうことになっているわけですけども、結局は造成資本のそういう仕組みそのものは全く改正されていない。だから、さっき僕はえらい大きなメリットじゃないのかと言うたけども、やっぱりメリットは小さいな。うちの場合は先ほど補佐が答えたように、建設改良積立金とか、あるいは減債積立金を使った例というのは余りないので、そういう資本造成をしたという記憶も僕もないんですけども、会計の仕組みとしてそうなっているということは、これはもう全く変わっていないということですか。わかりました。

西井委員長 西川委員。

西川委員 水道のこの公営企業会計というのは、何かわかっている者同士で、何や俺はようわからんのかな、このことが。せやけども、結局は繰上償還をどんどんさせてもらえるようになってきたというので、それは喜んでええんやろけども、より以上に自治体の、これは企業会計という公営企業やけども、企業会計の方へだんだん近づけていくよと、普通の企業の運営の仕方に近づけていくよと、それで自治体でちゃんと運営するようにしなさいよという、今までは無理やり積み立てさせられて、それで自分のとこが借りているのは大蔵省、今は財務省が知らんけど、いろんなところから借りて、それをよう返さんようになったらあかんから、いろいろちゃんと積み立てさせとくよと、こういう話。だんだんと企業の純粋な形にしていこうと、こういう話やろと思うけども、白石副委員長は前々から、皆水道やから、これは福祉に近いものやから、一般会計でちゃんとやんのんがそうやということやろと思うねんけども、要はこういうふうに変更されたときに、だんだんと水道料金そのものは、県下では自己水もあるさかいに一番安い方から2番目か3番目かやな、この葛城市は。それが、そういう改正で運営をしていこうとしたときに、将来を見通したときに、やっぱり水道料金は上げていかなしやあないのんかいな。自己努力というのが、自由裁量がふえて、努力によったら維持できるようになっていくという改正なのか。俺はちょっとそこらがようわからんさかい。料金を今度はね上げていかんなんようになってくんのかいな。普通は企業みたいなんは償却していくのは当たり前やからな、いろんなものを。せやけども、それをしようと思ったら、投資したら投資しただけややっぱりその分回収していかんなんやろ。それがどうはね返ってくんのんかな。それを見通してんのかどうかや。俺、そこだけちょっと聞きたいんやけど、どうなん。

西井委員長 課長。

川松水道課長 企業会計でございますけども、国としては法律の制度は廃止しますけども、それを議会の議決及び条例等によって、その地方公営企業の方にお任せするということでの改正であ

りまして、これについては、第2条第4項では、第2項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については……。

西川委員 そんな難しいこと、わからへん言うてんねん。

西井委員長 副市長。

杉岡副市長 今回会計制度が改正されまして、予算措置をさせていただく中でいろんな議論をさせていただいたわけでございます。そうして今西川委員の方がおっしゃってございましたことにつきまして、やはり旧當麻の方では先ほど言いましたように、行政から整備を通してやりました部分につきましては今まで減価償却しやんでもよかったと。今度は減価償却をすることに制度的に変わりました。収支は改善しないけども、帳簿上の給水原価はその減価償却分が上がります。せやから、見せかけた利益につきましては利益幅がかなり少なくなってきます。それを確保するためには設備投資、いわゆる漏水管の入れかえ等をちょっと先延ばしをして、利益を確保するための予算を組ませていただいておりますので、予算を組むのは非常に慎重にならざると得んという1つのデメリットがございます。しかし、これをすることによりまして、それだけの資産を減価償却することによって健全な運営をするための1つの指針として、これはやっぱり捉えていくべきだろうと、そういうふうな結論に達しました。ただし、今年予算審議をしていただく中でもそれは明らかになってまいりますけれども、今までの利益幅を非常に押し下げてくるという現実になっておりまして、予算としましては、今までの感覚じゃなしにもっと慎重な予算計上をするという方向性で、値上げとかどうとかいう部分につきましては、かえって慎重な運営をするための1つの指針だ、会計規則の改正だと、このように理解しております。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

西井委員長 休憩前に続きまして会議を行います。

次に、議第6号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてを議題と

いたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第6号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の本委員会に分割付託された部分をご説明申し上げます。

初めに、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,626万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億3,116万8,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。事項別明細書、歳出、20ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7節賃金250万円の減額でございます。18節備品購入費122万6,000円の減額でございます。28節繰出金4,390万7,000円の減額でございます。2目国民健康保険医療助成費、28節繰出金277万2,000円の追加でございます。3目後期高齢者保険医療助成費、28節繰出金28万8,000円の追加でございます。4目障害福祉費、20節扶助費130万円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料102万3,000円の追加でございます。5目老人福祉費、20節扶助費300万円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料20万8,000円の追加でございます。6目いきいきセンター管理運営費、7節賃金6万8,000円の追加でございます。7目福祉推進費、11節需用費150万円の追加でございます。

1枚めくっていただきまして21ページ。18節備品購入費23万2,000円の減額でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費223万3,000円の減額でございます。2目児童措置費、20節扶助費375万5,000円の減額でございます。4目児童館費、7節賃金334万7,000円の減額でございます。5目ひとり親家庭等福祉費、23節償還金利子及び割引料88万6,000円の追加でございます。4項生活保護費、2目扶助費、20節扶助費7,500万円の減額でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料200万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金100万円の追加でございます。4目健康づくり推進事業費、23節償還金利子及び割引料24万4,000円の追加でございます。5目母子保健事業費、13節委託料400万円の減額でございます。7目環境衛生費、13節委託料77万8,000円の減額でございます。18節備品購入費32万6,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金195万9,000円の減額でございます。2項清掃費、2目塵芥処理費、7節賃金95万円の減額でございます。13節委託料1,125万円の減額でございます。3目し尿処理費、1枚めくっていただきまして23ページ、19節負担金補助及び交付金353万7,000円の減額でございます。4目地域循環型社会形成推進事業費、12節役務費45万円の減額でございます。13節委託料35万円の減額でございます。14節使用料及び賃借料31万5,000円の減額でございます。15節工事請負費4,500万円の減額でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。8款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、1節報酬9万円の減額でございます。2目事務局費、1節報酬18万円の減額でございます。13節委託料66万円の減額でございます。28節繰出金1億3,802万3,000円の減額でございます。

1枚めくっていただきまして27ページ、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料455万7,000円の追加でございます。15節工事請負費2億2,026万6,000円の追加でございます。18節備品購入費34万円の減額でございます。3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料426万3,000円の追加でございます。15節工事請負費2億8,656万8,000円の追加でございます。18節備品購入費50万円の減額でございます。2目教育振興費、13節委託料76万円の減額でございます。4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、13節委託料30万7,000円の減額でございます。5項社会教育費、6目文化会館費、11節需用費53万5,000円の追加でございます。13節委託料271万1,000円の減額でございます。8目歴史博物館費、11節需用費144万9,000円の追加でございます。6項保健体育費、2目体育施設費、14節使用料及び賃借料352万5,000円の減額でございます。

続きまして、歳入を事項別明細書歳入の方でご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金160万円の追加でございます。

12款使用料及び手数料、2項手数料、2目衛生手数料、2節清掃手数料1,000万円の追加でございます。

続きまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金33万5,000円の追加でございます。2節児童福祉費負担金278万5,000円の追加でございます。3節児童手当負担金1,239万8,000円の減額でございます。4節児童扶養手当給付費負担金129万9,000円の減額でございます。5節生活保護費負担金4,040万7,000円の減額でございます。2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金1,500万円の減額でございます。6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金3,880万4,000円の追加でございます。2節中学校費補助金6,396万4,000円の追加でございます。

1枚めくっていただきまして13ページ、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金195万9,000円の追加でございます。2節児童福祉費負担金139万2,000円の追加でございます。3節児童手当負担金312万7,000円の減額でございます。2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金66万4,000円の追加でございます。2節児童福祉費補助金290万円の追加でございます。3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金32万8,000円の追加でございます。3項県委託金、4目衛生費県委託金、1節保健衛生費委託金75万2,000円の追加でございます。

1枚めくっていただきまして15ページ、19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入1,361万5,000円の追加でございます。4目雑入、2節雑入、これにつきまして生活保護法第63条、第78条に係る返還金370万円の追加でございます。後期高齢者医療療養費給付費等負担金返還金1,931万4,000円の追加でございます。戦没者追悼式御供料3,000円の追

加でございます。障害者自立支援給付費返還金16万7,000円の追加でございます。

続きまして、8ページに戻っていただきまして、繰越明許費補正のご説明を申し上げます。3款民生費、2項児童福祉費、保育所緊急整備事業2億3,551万6,000円の繰越しをお願いいたします。4款衛生費、2項清掃費、地域循環型社会形成推進事業費につきましては600万円、8款教育費、2項小学校費、當麻小学校南棟大規模改造事業2億2,482万3,000円でございます。3項中学校費、新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造事業2億9,206万5,000円の繰越しをお願いいたします。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 議第6号の平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）について若干の質疑を進めてまいります。

まず、事項別明細書の歳出の方からお伺いしてまいりたいと、このように思います。20ページの3款民生費、1項社会福祉費の社会福祉総務費でありますけれども、臨時雇用賃金250万円の減額補正となっております。これは、当初予算においては500万円程度の予算が組まれていたというふうに思うわけですが、どのような理由によるものかお伺いしておきたい、このように思います。

さらに、その下の18節の備品購入費122万6,000円の減額補正であります。これも当初予算においては、公用車の購入ということで軽自動車を2台の予定であったというふうに説明を受けているわけですが、これは多分1台になったんだろうというふうに思うんですが、これはどのような理由によるものかお伺いしておきたい、そのように思います。

それから、7目の福祉推進費、11節の需用費、修繕料150万円が新たに計上されて増額補正されています。どのような修繕等がなされたのかお伺いしておきたいと思います。

とりあえず3点、よろしくをお願いいたします。

西井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくをお願いいたします。

この賃金250万円の減額に関しましては、育児休暇に入る女子職員2名の補充パート賃金と、国庫補助が100%ある住宅手当給付費兼就労支援員1名のパート賃金、計3名を予算計上させていただいておりましたけれども、この住宅手当給付費、また就労支援員1名分につきましては嘱託職員の方で補充させていただきまして、また、育児休暇職員につきまして職員1名を補充させていただきました。よって、1名だけを執行させていただきまして、あと2名の分について減額させていただいております。

また、備品購入122万6,000円につきましては、1台を梅乃宿さんから寄贈を受けたため、この減額とさせていただいております。

次に、福祉推進費の修繕費の増額でございます。150万円の修繕費の増額でございますけれども、ゆうあいステーション南側駐車場辺りで水漏れがありまして、その箇所を試掘し調

査しましたけれども、なだらかな傾斜で流れ、地表に水が出ている破損箇所と水が出ている箇所との距離が遠く、漏水箇所がなかなか見つかりにくい状態でございました。こういった状態で、場合によっては陥没も考えられるために、緊急工事をお願いしたいところでございます。

以上でございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時16分

西井委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

白石副委員長。

白石副委員長 それぞれ西川課長の方からご答弁をいただきました。理由があるものと思われますけれども、やはりどの時点でそういう事態が起こって、嘱託職員を配置された、あるいは採用された職員、あるいは新たな職員を配置したということであるならば、できるだけ早く予算措置をしていただくということが私は適切ではないのかというふうに思います。この点は内部においていろいろ努力をしていただいたという点は感じ取れるのではないのかというふうに思っています。軽自動車の件については、これはこれで喜ばしいことでもありますけれども、こういうこともあわせて、いつの時点で寄附されたかわかりませんが、最終的に予算措置されて不要額として出すということではないから、それはそれとしていいですけど、3月という最後の最後の時点でということであれば、これはもう新たな事業などに使えないわけですから、こういう2点の点についてはやはり他の部分もあると思います。やはり3月定例会で契約差金が出てくるとか、あるいはもう決算見通しがついたということについての補正というのは一定理解できるわけでもありますけれども、このような減額補正についてはできるだけ早く把握して、9月、12月に補正をしていただいて、その余った原資を新たな事業や制度の充実に充てていくということやっていくべきだというふうに思います。

以上であります。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 少し内容等についてお聞きさせていただきたい。

27ページ、小学校費、学校管理費、18節備品購入費マイナス34万円ということで、それから3項中学校費、これも学校管理費の18節備品購入費マイナス50万円というところでございます。この内容と理由についてちょっとお聞かせ願いたい。

西井委員長 課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。

今お尋ねいただきました備品購入費の減額でございますが、当初学校の消火器の入れかえを計画しておりました。この消火器につきまして、株式会社梅乃宿様の方から寄贈いただきまして、それでその分と、契約の請負残ということでこういうふうになりました。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。先ほどと同じような内容の減額ということで理解させていただきました。ほかに梅乃宿さんからいただいたものがございましたら全部一覧に出した方が、せっかく梅乃宿さんがご配慮いただいているいろいろとご寄附いただいているものでございましたら、そういうふうなご報告をいただいたら結構かと思いました。私がなぜこういうふうな聞き方をしたかといいますと、せっかく備品として学校に必要な機材であるのに使わなかったのはなぜかなと、こういう問いをしたかったんですけども、内容がわかりましたので了解です。

西井委員長 市長。

山下市長 去年はいろいろと予算査定等させていただきながら、この消火器の問題であるとか車の問題であるとか、いろいろと市で購入していかなきゃならないということがあったんですけども、去年は、たまたまと言ったら怒られますけれども、梅乃宿さんが創業されて140年の記念の年であるということで、いろいろと寄附の申し出がございました。市長、何かというお話がありましたので、できましたら実用品として消火器と車をいただきたいということで、葛城市内の10年を経過した学校も含めた消火器と軽自動車1台をいただいたということでございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。そういう企業さんは梅乃宿に限らず、合併10年記念というこちらの都合で、たくさんこれから企業さんの申し出もあるかと思しますので、しっかりと何らかの形で広報いただいて、寄附していただいた方への恩返しといいますか公開と、次にまたかわる企業さんの創出も含めまして、そういうご配慮もしていただいたら結構かと思ます。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 引き続いてお伺いしてまいりたい、このように思います。

21ページの民生費の第4項生活保護費、2目の扶助費7,500万円が減額補正されています。当初予算においては2億4,400万円余りが計上されておりましたけれども、その説明を見ますと、生活扶助費1億2,400万円余りが3,000万円減額補正されている。あるいは、その下段の医療扶助費が、これも2億4,000万円余りだったと思うんですが、4,000万円の減額になっているわけです。減額幅としては非常に大きいわけですが、当初の見込みと実際の執行におけるこの乖離、この点はどのような内容であったのか。適正に執行されているというふうには思いますが、ご説明いただきたい、このように思います。

それから次のページ、22ページの4款衛生費、1項の保健衛生費、2目の予防費、委託料、子宮頸がん等予防接種委託料が200万円減額になっております。減額された内容と理由についてお伺いしておきたい。同じく5目の母子保健事業費です。妊婦健康診査委託料400万円の減額補正であります。当初予算2,700万円余りでありましたが、これも減額の内容とその

理由についてお伺いしておきたいと思います。あわせて7目の環境衛生費、19節の負担金補助及び交付金の家庭用生ごみ減量化等処理機器の購入補助金であります。当初予算においては60万円が予定されていたわけでありますけれども、39万9,000円を減額した。執行された額は21万1,000円ということになりますけれども、当初予算の半分以下という数字になっているわけでありますが、これはどのような内容、理由によるものか、この点もお伺いしておきたい、このように思います。よろしく申し上げます。

西井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。よろしくお願いいいたします。

まず、生活扶助費の減額3,000万円の分でございます。これにつきましては、平成24年度、大幅な保護者増により、それを見込んで平成25年度当初の生活扶助費予算1億2,407万2,000円を計上しておりましたが、実際には景気の上向き傾向などによって、これは全国的にも同じでございますけれども、緩やかな保護率の上昇となっております。葛城市においても同様に、人員がふえてはいるものの緩やかな増加となっております。ちなみに平成24年度、年度末の人員につきましては204名の方でございます。延べ人数にしまして2,528人となっております。今年度、平成25年度2月末現在ではございますけれども、人員211名、7名同でなっておりますけれども、延べ人数にしましたら2,249名、この時点で279名の減となっております。これを3月見込みにしますと、およそではございますけれども2,460人、最終的に延べ人数が2,460人となり、前年度に対して約70名ほどの減員となりまして、最終的な保護人員はふえておりますけれども、延べ人数は先ほども言いました理由によって減少となっております。次に、医療費の4,000万円でございます。これにつきましては、今年度亡くなられた方が、2月末現在ではございますけれども例年よりも多く9名の方が亡くなっているやいます。そのうち、この亡くなられた方は年度の前半期だけで8名の方、これにつきましては肺がん、胃がん、胆管がん、子宮がん、また循環器系の疾患などで入院中に亡くなられた方がほとんどであり、それによってそれ以降の医療費が全く必要なくなったといったために4,000万円の減額とさせていただいております。また、医療事務費の500万円の減額でございますけれども、当初予算で10名分と1名増を見込んでおりましたけれども、これが平成24年度末に病気によって1人の方が亡くなられ、また増員もなかったために施設事務費を500万円減額させていただいたところでございます。

以上でございます。

西井委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。よろしくお願いいいたします。

白石副委員長のご質問で、子宮頸がん等予防接種委託料の減額でございます。子宮頸がん等予防接種というのは、子宮頸がんヒブと小児用肺炎球菌ワクチンの接種の委託料でございます。そのヒブ、小児用肺炎球菌につきましては、当初予算、対象者の予定では70%を予定しておりましたが、現在94%の接種率ということで、ヒブ、肺炎球菌につきましては人数が多くなっております。ただし、この減額というのは子宮頸がんの予防接種、ヒトパピローマウイルスの接種でございます。平成25年度から定期の予防接種となっております。対象年

齢は小学校6年から高校1年生まで。一応当初のときにつきましては、接種勧奨するのは中学校新1年生に下さいということになっております。子宮頸がんの予防接種につきましては、今までやってこられた子どもさんとかは、副反応という形で疼痛とか失神とかという経緯がありました。平成25年6月に予防接種審議会、副反応部会など学識者との会議におきまして、子宮頸がん予防接種との因果関係を否定できない持続的な副反応があるということで、定期接種を積極的にすべきではないという通達がありました。そのために、今現在の対象者、今の中学校2年、3年、高1というのは前回に打っておられます。今、新1年生と中学校1年から高校1年生までの未接種の方が約315人おられるんですけども、59人の方しか打っておられないという状態がありまして、それに対する減額でございます。以上でございます。

次に、妊婦健康診査の委託料の減額でございます。その減額につきましては、14回の9万5,000円、基本券14枚と24枚の補助券計38枚、1枚2,500円、合計9万5,000円の助成をするものでございます。母子手帳の発行件数でその補助券を渡すわけなんですけど、今現在、今年度月平均23.3人が母子手帳の発行者数でございます。前年度におきましては、1年間で334件で、月平均27.8件。今現在の平均23.3人と27.8人、4.5人も減少しているのが実情でございます。ただし、1月、2月につきましては月32件、33件という形で多くなっていておるんですけど、そのための減額でございます。減額におきましては、母子手帳を発行してから14回妊婦検診されますので、月によって多い、少ないがあるんですけども、月平均で一番多い210万円を今後の支払い見込みという形で見ておきまして、それに対して400万円余るということで、その減額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

西井委員長 部長。

生野市民生活部長 白石副委員長がお尋ねの家庭用生ごみ減量化等の処理機器購入の補助金の減額についてでございます。これにつきましては2分の1の補助を行っておるわけでございます。限度が3万円ということでございまして、3万円の20台分、当初60万円の計上をさせていただいたわけでございます。今回7台分の20万1,000円を執行いたしておりますので、39万9,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、ご承知のように、おひさま堆肥事業というのもある面でごみの減量化ということで、いろいろ活動もいたしておるわけでございますが、これにつきましては、今現在240件余りの方々がおひさま堆肥の事業をさせていただいております。今年度につきましても十数件の方々が増加したということの兼ね合いもあって、この生ごみ処理機の分を減額させていただくということでございます。なお、また、おひさま堆肥と生ごみでは幾分か利点等は異なることはございますので、今後も利用者は少ないんですけども、事業としては両方続けていきたいというように思っております。

以上でございます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 西川課長並びに水原課長、生野部長からそれぞれご答弁をいただきました。生活保護費の扶助費については詳細にご説明をいただいたわけでありまして、平成24年度が大幅に増加

したということで、平成25年度の見込みを予算化したということであつたけれども、全国的に就労等が進むことによって減ってきているということが本市においても、具体的に、それぞれ人数、あるいは延べ人数までご説明いただいたわけでありましてけれども、やはり一定、アベノミクスによって景気は上向いていると言われるわけでありましてけれども、一定の雇用の拡大ということはありませんけれども、実際に私どもの地域、私たちの身の回り、庶民のところでは、とても景気が上向いている、あるいは雇用が、とりわけ正規の雇用が広がっているというような実感がなく、逆に年収200万円以下のワーキングプアと言われる、そういう方々が増加しているというのが実態です。この生活保護制度そのものは、まさに健康で文化的な最低限度の生活を、その国民の生活を国が保障するという基本の基本のところにあります。このことによって国民の生活を支えていくというわけでありまして。しかし、扶助費の削減が国の政治において行われる、こういうことがあって、ますます厳しい状況になっています。やはり福祉事務所としては、そういう大変な状況になっている方々の生活をしっかりと支えていくという、そういう責務を本当に自覚していただいて、マスコミ等を含めてバッシングが行われているわけでありましてけれども、これはやはり国民の権利として、保障された権利としてきちっと事務を遂行していくということが求められるわけで、この点においては、福祉事務所としての事務は適正、適法に行われているというふうに思っていますが、やはり把握できていない方々がまだいるわけで、単に外部的な要因によって減額をしたということでは済まないわけで、ぜひ、そういう制度が本当に機能して国民の生活を支えているという事務をきちっとやっていただきたい。そういう意味では外的な要因であつたということで受けとめておきたい、このように思います。

それぞれ、子宮頸がん等予防接種委託料、あるいは妊婦健康診査委託料等、これはなかなか、いろいろ内野委員も言われているように、無料クーポン券等の発行等々、国の施策、あるいは市の施策の一定の努力によって推進されていますけれども、ところが先ほど説明があつたように、副反応が起こって国そのものが勸奨を控えているというふうなことになることになって、一定抑制されているということになっているわけですが、その点の影響というのはどの程度あつたのか、また市としてどのように勸奨をしてきたのか、この点を改めてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、家庭用生ごみの減量化等処理機器購入補助金については、これは本当にごみの減量化をするという上で、葛城市にとっては一定の位置づけを持ってやってきたし、また、おひさま堆肥という新たな事業の取り組みによって、ごみの減量やリサイクルというか、そういうことが進んできたわけで、これが競合して一方が多くなって一方が減ってしまうというのでは困るわけで、制度として同じ目的、趣旨でやられているものが競合して、両方が参加者あるいは利用者がふえるということでやってもらわないと困るわけで、おひさま堆肥が、とこういうことでこちらが、というようなことでは、これは理由にならないわけで、この点はどのように今後この両事業、制度をやられていくのか。これは予算でのことになるかもわかりませんが、簡単にお伺いしておきたいと思ひます。

以上です。

西井委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

影響されるのは、子宮頸がんに対してのヒトパピローマウイルスが影響しておるということで、通達があつてから、一切うちの方からはしてくださいよという勧奨通知は出しておりません。以前までであれば、勧奨通知につきましては国が推奨する新中学校1年生の方にはがき等を送っておりました。中学校にパンフレットをお渡ししまして、夏休み前に受けてくださいよという形で手渡しさせていただいております。また、回数によって、最後の回数が6カ月後になるんですけども、そのときにも未接種の方については戸別通知させていただいております。ただ、国が副反応のために積極的に勧奨しないという差なんですけども、今まで勧奨通知していたときは約60%弱ほどの接種者がおられましたけども、先ほど説明させていただきましたが、今対象者についての接種者は約6.8%、7%しかおらないという形で、お母さん方が皆、乳幼児健診とか交付会とかに来ておられるときに情報収集されておって、いろんな形で、ほかの市町村にはこういう方がおられますよとかいうようなことで、情報収集のために接種を控えておることが現状でございます。ただ、先生とお母さんの間で、子どもさんは受けますかということで、そのときに希望される方は打っておられるという状態でございます。

以上でございます。

西井委員長 生野部長。

生野市民生活部長 今、白石副委員長がご指摘の家庭用生ごみ処理機とおひさま堆肥との関係でございます。経過年数から申しますと、家庭用生ごみ処理機の方が約10年ほどでございます。おひさま堆肥はここ数年来いろいろと世話いただいております。減量に関しましては、おのおのどちらもごみの減量化ということでいろいろご協力も願っております。そして、利点につきましてもおのおの別々の利点等もございますので、今減少傾向にあります家庭用生ごみ処理機につきましても、今後も推進に努力をしてみたいというように考えております。そして、おひさま堆肥につきましても、NPO法人さん等でもいろいろとお世話もいただいていることもございますし、双方同じような力の入れ方をさせていただきまして、減少傾向にある家庭用生ごみ処理機につきましても、やはりその場で処理できるという利点等もございますので推奨していきたいなというように思っております。

以上です。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 水原課長からご答弁をいただきました。勧奨は全くもうしていないということで、これは一定やむを得ないというふうには思うんですが、今後国はどのように副反応等に対して対応していくというのは私どもにはなかなか見えてこないわけで、原課はどのように把握されているか、最後にお聞きしておきたいというふうに思います。

生ごみ処理機については、当初予算で20台分の予算計上をしているということが、これは決算でも議論になると思いますけれども、7台分しか執行されなかったというのが、これはどのような取り組みをされていたのかという点で、部長はこれから同じ力を割いて利用の推

進に取り組んでいくということでもありますので、また私は新年度の予算を見ていませんし、またここで事前審査をしたらあきませんので、結果を見て、どのような予算編成されているかということを楽しみに、また議論をしたいと、このように思います。

以上です。

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 白石副委員長の勧奨の件につきまして、国の方につきましては予防接種審議会、副反応部会など、当初6月から1度か2度、一応また検討はされました。その結果、まだ勧奨すべきでないということで、積極的な勧奨という形では回答は得られておりません。それにつきまして、各市町村につきましても、勧奨があり次第、積極的に勧奨する予定をしております。ただし、お母さん方、先生方との話の中で、説明を先生がしていただいて、お母さんが子どもさんに打ってもええという了承の中で打っていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質問はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 引き続き質疑をさせていただきたい、このように思います。

23ページの4目の地域循環型社会形成推進事業費の工事費が4,500万円減額になっていきます。これは当初は2,000万円程度の事業であったわけでありまして、これは多分補正されたのかな。そして3億円程度の事業費に膨らんでいったのではないかと思うんですけども、具体的に、当初予定されていた事業、あるいは変更された事業の内容、そして減額された内容、理由についてお伺いしておきたい、このように思います。

それでは、教育委員会の方に入らせていただきたい、このように思います。歳入、あるいは繰越明許、あるいは地方債の補正にも関係するわけでありまして、改めて、當麻小学校南棟大規模改造事業、新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造事業がそれぞれ国の1号補正に基づいて予算措置され、繰越明許されると、こういうことでやられております。新市建設計画における耐震事業あるいは大規模改造については終結しているわけでありまして、本事業に対する内容を、更にこういう有利な国の1号補正等を活用してやっていくというのが前提になるかもわかりませんが、今後更に大規模改造はやらなきゃならないという校舎等があるのかどうか、お伺いしておきたい。大体終わっちゃったんだと思っていたんですが、改めて、そういう1号補正等を活用して、確かに合併特例債よりも有利な条件で起債ができるということで、そういう振りかえをして出しているのか、その辺を一応確認しておきたい、このように思います。

それから28ページであります。8目の歴史博物館費の11節の需用費、修繕料144万9,000円が増額補正されています。当初予算において100万円余りの予算が計上されていたわけでありまして、これは突発的なことがあったのではないかというふうに予測できるわけでありまして、この内容についてお伺いしておきたい。同じく28ページの保健体育費、2目の体育施設費、14節の使用料及び賃借料のトレーニング機器賃借料、減額の347万7,000円であります。

当初計画していたことがどのように変更になってこういう減額補正になったのかという点をお伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 新炉建設準備室の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

白石副委員長の質問にお答えさせていただきます。

まず工事請負費なんですけれども、当初、現計予算といたしまして工事費32億2,660万円でございます。内訳といたしまして、熱回収施設本体の建設と造成に30億3,080万円、それから、道路工事といたしまして1億9,580万円、合わせて32億2,600万円になるんですけれども、それを計上させていただいております。熱回収施設の工事といたしまして30億円なんですけれども、現在、進捗の中で約7億5,000万円ぐらいの執行を見込んでおります。残りの方は、逡次繰越しといたしまして平成26年度に逡次繰越しさせていただく予定でございます。道路工事の1億9,580万円の部分でございますが、執行部分で1億5,000万円ほどの執行をいたしております、残り4,500万円が減額対象になっておりますが、契約差金で2,000万円と、用地確定ができていない部分の道路工事未執行部分が2,500万円、合わせて道路工事の方で4,500万円の減額をお願いしたいという思いでございます。

以上でございます。

西井委員長 西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石副委員長の質問でございます。

この2点、當麻小学校の南棟の大規模改造工事と、新庄中学校の南棟西校舎及び屋内運動場でございます。當麻小学校につきましては、昭和50年建築でI s値が0.9となっております。新庄中学校におきましては、建築年次が新耐震年次の建築でありますので、昭和57年の建築ということで、耐震工事は不要ということで、今回の大規模改造工事に挙げさせていただきました。ただ、先ほど白石副委員長からあったと思うんですけど、新市建設計画の中にはこの2つの工事は当初から入れられておりましたので、新市建設計画自体はまだ終わっておりません。今年の工事が終わって、大規模改造等が学校の分については終了するというところで、平成25年度に終わったのは耐震が100%になったということだけであって、新市建設計画の終了は、この部分の2つの大規模改造は当初から入っておりましたので、これは新市建設計画の最終の年度の工事だということでございます。それから、有利な1号補正ということでございますけれども、大規模改造工事につきましても、学校施設環境改善交付金事業補助金というのがあります。これは耐震であろうと大規模改造でも3分の1が付きまします。ただ、普通の年度ですと、起債、その後の裏の3分の2について起債をするわけなんですけれども、国の1号補正を利用しましたら、残りの3分の2の部分について、100%の充てる部分の50%が地方交付税算入されるということの通知が来ましたので、財政当局の方といろいろ検討を重ねました結果、補正で上げさせてもうて、これでいきたいということで、繰越明許になるということの理由でございます。それが1号補正の説明でございます。今後の大規模改造の予定でございますけれども、今、新庄幼稚園が平成25年度にほぼできますけれども、まだ幼稚園の

耐震が残っておりますので、そっちの方を優先的にやっていきたいなという事務局の考えはありますけども、まだこれも理事者の方と検討いたしまして今後予定を立てていきたいと思っておりますので、ここでどれがどれになるという部分についてはちょっと明言を避けさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 主幹。

吉岡歴史博物館主幹 歴史博物館の吉岡でございます。

白石副委員長の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

博物館費における修繕料144万9,000円でございますが、歴史博物館のメインとなる空調、あかねホール、それから1階、2階の展示室、会場、全館空調ですが、こちらの方が故障いたしまして、緊急修理が必要な状況ということで計上させていただいております。

以上でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 これから大規模改造等をどうしていくんだというお話でございますけれども、先ほど課長が申しあげましたように、新市建設計画の中にこれは含まれておりました、大規模改造というのは。ただし、これは合併特例債の起債の対象にはなっていないということなんです、この大規模改造というのは。2カ所とも合併特例債の起債の対象にはなっていないということです。耐震工事とともにする場合は見てもらえる部分というのはあるんですけども、大規模改造だけの場合は合併特例債の起債の対象にはならないということで、今回27ページの予算書に出ているとおり、一般財源をかなり、約2億円入れさせていただいて、このことをさせていただきました。今後とも耐震以外は合併特例債の起債の対象にはならないというところで、大規模改造と、幼稚園、保育所等の耐震化の部分とをしっかりと見ていきながら、どういう管理をしていくべきであるのかということを考えて、先般から言っていますとおりファシリティマネジメント、どのようなところにいつ手を入れていくのかとか、存続するのにどういうお金のかけ方をするのかということもしっかりと考えて、皆さんにお諮りをしていく段取りでございます、ということをお願い申し上げます。

西井委員長 課長。

西川体育振興課長 体育振興課長、西川でございます。

白石副委員長がお尋ねの体育施設のリースの減額の件でございますが、当初、半年分、10月ごろから機器のリースをすると考えておりましたが、今年に入って指定管理者が決まりました、支配人とも相談しましたところ、利用者の少ない2月ごろにリニューアル改修工事をしたいという話がありまして、そもそも改修工事と機器等の入れかえをセットにしてやりたいという考えもありましたので、リニューアル工事に合わせまして、2月の工事と一緒に備品、またリース品と全部一緒にさらにして、リニューアル感を一層感じてもらって、その方が効果があるんじゃないかということでこうなりました。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 それぞれ課長あるいは市長からご答弁をいただきました。小中学校の大規模改造工事

については、新市建設計画に入っていたけれども、新耐震との関係で耐震そのものの対象にならないということがあって、合併特例債が適用されないという形で当初から、組みかえとかそういうことではなくて、そう考えるとなかなか大変やったわけやな。それが、今回の1号補正において更に有利な充当率100%でしょうか、課長が答弁されたように元利償還の50%が後年度の交付税で措置されるという形で、これは全く、それこそタイミングがよかったと言えるのでしょうか。こういうことがあれば、更に幼稚園等の大規模改造等に取り組んでいかなきゃならないなというふうに思いました。

それから、修繕料でしたね。よくわかりました。それぞれ、ゆうあいステーションにしても博物館にしても中央公民館にしても、非常に老朽化が進んでいるわけでありまして。この点は十分理解できるわけで、やはり利用者、市民の皆さんに迷惑をかけないように適切に対応することが求められますけれども、市長が言ったように、ファシリティマネジメントを早く実施した上で計画的に改修をしていくということが求められるわけで、これからどこをどうしなきゃならないかということはずぶさにわかるようになってくるというふうに思っています。ご苦労さまです。

それから、トレーニング機器の賃借料で、これは皆減ではないのか。いずれにしても、改修と合わせて、リニューアルと合わせて機器を新たに導入するというところで、利用者にとっては一時期にちゃんと事業をやっておくということは大事なことだと思うわけでありましてけれども、やはり計画的に、確かに指定管理者の新たな契約というのがあったから、一定この時期になるのもやむを得ないというふうには思いますけれども、予算の執行としては若干問題があるというふうに思いますので、以後気をつけていただきたい、このように思います。

西井委員長 ほかに何かございませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 最後になります。8ページ、第2表の繰越明許費補正、1の追加というところで、3款民生費の保育所緊急整備事業、これは華表の新築工事というか、実際に道路を通ってみれば状況がわかるわけでありましてけれども、2億3,551万6,000円が平成26年度に繰越されるということでもあります。これは当然理由があるものというふうに思いますけれども、平成25年12月の定例会において少額であるけれども補正予算が出されていて、この件について議論をした経過があるわけでありましてけれども、そのときには全く繰越しをするというふうな雰囲気ではなかったし、これは立派な保育所が、園舎ができるというふうに思っていたわけですが、ところが、1月、2月、2カ月たって繰越明許費という形で出てくるということに至った経過を、市としてトンネルに近い事業ですからあれですけども、私たちの大事な所管のことでもありますのでお伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。よろしく申し上げます。

今のご質問にお答えさせていただきます。保育所緊急整備事業につきましては、ご存知のとおり私立華表保育園の施設整備事業についてでございますが、これは葛城市民間保育所運営補助金交付要綱に基づき補助金を交付するものでございます。当該保育園の施設整備事業

につきましては、当初平成25年7月に着手の予定でしたが、開発協議がおくれたことにより、建築工事等の工期を精査した結果、人材不足また資材不足により、平成25年11月下旬に着手することで着手しており、平成26年10月が竣工、完成予定となっております。よって、補助金の交付につきましては完了後に交付するものとなっておりますので、平成25年度内の完了が見込めないため、今回繰越明許費をお願いし、2億3,551万6,000円全額繰越しするものがございます。この事業につきましては、3分の2は県安心こども基金の補助対象となっております。補助事業の実施期限は年度内、ただし平成25年度中に施設整備に着手し平成26年度に完了が見込まれる場合が補助対象事業となっております。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 岡課長の方からご説明をいただきました。12月の当時は生活福祉常任委員会だったでしょうか。この補正の内容について、事業の内容について随分議論したわけでありますけれども、その12月の時点ではそういうことは全く議論の中では上っていなかったわけで、先ほど聞いたら、もう把握されていたのではないかというふうに私自身はとれたわけでありますけれども、これは確かに、言われているように、いろいろ地元の関係調整によって開発協議がおくれるということは当然あることですし、また、いろんな社会情勢によって延期せざるを得ないというのはありますけれども、事業が遅延して繰越しをしなきゃならないということは、できるだけ早く情報としていただきたい。もう3月になってということでは我々はどうしようもないわけですし、その点をお願いして、立派に葛城市の保育事業を担う施設ができることを望んでおきたい、求めておきたいというふうに思います。またサポートをしていただきたいということも述べて終わりたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時18分

再 開 午後1時45分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

次に、議第7号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。

それでは、ただいま上程いただきました議第7号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,355万9,000円とするものでございます。

まず最初に、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金、19節負担金補助及び交付金309万3,000円の減額でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助及び交付金597万8,000円の追加でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金77万3,000円の減額でございます。6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金77万3,000円の減額でございます。7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、1節高額医療費共同事業交付金25万8,000円の減額でございます。2目保険財政共同安定化事業交付金、1節保険財政共同安定化事業交付金4,582万4,000円の追加でございます。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金4,113万5,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第8号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について

てを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

吉川上下水道部長 上下水道部の吉川でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまご提案いただきました議第8号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,130万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,792万1,000円とするものでございます。

第2条では繰越明許費、第3条では地方債の補正となっておりますので、ご説明させていただきます。

予算書の4ページをお開きください。まず初めに、繰越明許費でございます。2款1項の公共下水道事業費でございます。流域下水道建設負担金として328万6,000円の繰越しをお願いするものでございます。これにつきましては、県の大和川流域下水道事業第2処理区の整備事業が平成26年度に繰越しして執行されるに当たりまして、当該事業に葛城市が負担する328万6,000円につきましても繰越しで事業費負担をすることになることからお願いするものでございます。

次に、地方債の補正でございます。5ページをお願いいたします。下水道事業に係ります起債でございます。補正前の限度額が1億6,220万円を4,400万円減額し、補正後の限度額1億1,820万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

それでは歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の7ページをお開きください。1款総務費、1目一般管理費でございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。730万8,000円の減額でございます。これにつきましては、大口利用者の汚水排水量が減によります減額の補正でございます。

2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費でございます。15節の工事請負費で3,000万円の減額でございます。これにつきましては当初予定しておりました工事が未執行のためによる減額の補正でございます。2目の流域下水道事業費でございます。19節の負担金補助及び交付金2,400万円の減額でございます。これにつきましては平成24年度への予算前倒しによる減額の補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページにお戻りください。1款使用料及び手数料、1目下水道使用料では1,386万円の減額でございます。これにつきましては、先ほど歳出で説明させていただきました大口利用者の汚水排水量が減によります補正でございます。

2款国庫支出金、1目公共下水道事業費国庫補助金では200万円の減額でございます。これにつきましては補助対象事業の減額によるものでございます。

3款繰入金でございます。1目一般会計繰入金といたしまして、今回の補正によりまして144万8,000円の減額補正でございます。

5款市債、1目の下水道債では4,400万円の減額でございます。その内訳といたしまして、起債対象事業の減により公共下水道事業債で2,000万円の減額を、流域下水道事業債では事業費の減により2,400万円の減額補正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 ご苦労さまです。午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

議第8号の平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。吉川部長の方からご説明いただきましたけれども、あらためて、もう少し詳細に説明を受けたいということでお伺いしてまいりたいと思います。

事項別明細書の7ページ、歳出であります。2款の公共下水道事業費、1目下水道建設費、2目の流域下水道事業費という形で、それぞれ工事費で3,000万円、流域下水道建設負担金で2,400万円であります。この下水道事業建設費、部長の説明では予定工事の未執行によるものであると、こういうことでありましたけれども、具体的にどの工事の未執行等によって減額をされているのかお伺いしておきたいと思います。さらに、流域下水道の建設負担金2,400万円の減額でありますけれども、予算の前倒しということで、この間予算措置されてきたものであるということでもありますけれども、どのような経緯、理由か、もう少し詳細に説明をいただきたい、このように思います。

以上です。

西井委員長 青木課長。

青木下水道課長 下水道課長の青木です。

ただいまの白石副委員長の工事請負費と流域下水道建設負担金の件でございますが、工事請負費につきましては3,000万円の減、これにつきましては柿本地内と當麻地内におきます工事の未執行の減額でございます。柿本地内における場所につきましては、国鉄・坊城線整備事業におけるJR架道橋の工事に伴います敷設替え工事の未執行、これにつきましては、建設課工事の中で事業がちょっとおこなわれている中で、うちが敷設替えできないということで未執行で終わっております。それと、當麻地区の工事につきましては當麻新炉建設の工事の中で管路工事をしていますが、舗装の部分につきましては来年度、補助金の関係もございまして、来年度に執行するという中で未執行ということで、合計3,000万円の減額をさせていただいております。

あと1点、流域下水道の建設負担金の減でございますが、これにつきましては先ほど部長がお話しされましたが、大和川の流域下水道、これは第2処理区ですか、広陵町の浄化センターにおける市町村負担金の減という中では、平成24年度において平成25年度の工事を前倒

ししたという中で、予算につきましても、平成25年度は県から聞いていた予算を組んでおり
ました。その分が不要になったということで、今回、最終的に金額も確定したということの
中で減額させていただきました。

以上です。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 青木課長の方からご説明をいただきました。下水道事業建設費の工事請負費について
は、その内容については理解することができました。下段の流域下水道建設負担金の2,400
万円については、これは事業としては平成25年度の予算を前倒しにしてということやったん
かな。そうですね。これはもちろん葛城市の都合でそうなったわけではないというわけです
けども、いつの時期にこういうことを把握されたのか、どうして県の方はその事業が執行で
きななかったのか、こんなん知ったこっちゃないと言ったら終わりですけれども、そういう情
報を把握されているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

西井委員長 青木課長。

青木下水道課長 下水道課長の青木です。

これにつきましては、平成24年度から平成25年度に繰越しという中では、国の何か予算の
前倒しということで、平成24年度から平成25年度に繰越しということで明許しております。
その分を平成25年度、もう予算措置した中で不要となった分を今減額させてもらったわけ
でございます。

以上です。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 青木課長の説明では不要になった分を減額したということですから、執行された事業
があるわけですね。当初目的にしていた事業がどの程度できて、どの分ができていないのか、
これを不要額にしたのか、この点をお伺いしたいと思います。

西井委員長 青木課長。

青木下水道課長 細かい事業はちょっと把握していませんけど、一応工事としては広陵の第二浄化セ
ンターの中での工事の中で、公団ポンプ棟の建設とか、汚泥脱水機棟の建設とか、南発電機
棟の建設、あと汚泥脱水機棟の中央監視盤の制御等のいろんな事業の中で、平成25年度にや
る予定をしているやつを平成24年度に前倒ししたということの中で、ちょっとそこからあと
細かいのはまだ把握して……。全体的な事業の中で、平成25年度の事業を平成24年度に前倒
ししたということです。前倒しした工事につきましてはもう完了しております。それについ
てはまた支払いしますので。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 前倒しをした分については事業は完了しているけれども、当初の見込みがどうであっ
たかは別に置いて、2,400万円が不要額になったということなんやな。下水道課からしたら、
大きな事業をやっていますから大したことないのかもわかりませんが、我々からしたら
非常に大きな額になりますのでお伺いしたわけです。事業としてはちゃんとできたというこ
となんですね。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第9号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案について提案者の内容説明を求めます。

部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまご提案いただきました議第9号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,080万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,087万4,000円とするものでございます。

それでは次に、歳出よりご説明申し上げますので、事項別明細書の3ページをお開きください。1款1項3目の学校給食センター建設事業費でございますが、補正額1億3,080万円の減額で、主なものといたしましては、13節委託料で、解体工事並びに造成工事に伴う監理委託料及び実施設計委託料の請負による執行残額として600万円の減額でございます。15節工事請負費では、造成工事の設計におきまして現地の再精査を行い、工法等の見直しによる工事費の減と、一般競争入札での工事請負契約による請負執行残を合わせまして1億2,480万円の減額でございます。以上、歳出でございます。

また、上の段にございます歳入予算でございます。5款1項1目の国庫補助金の交付率変更などによりまして、地域の元気臨時交付金におきまして722万3,000円の増額がございまして、歳出の補正により、一般会計から繰入金として1億3,802万3,000円を減額し、繰り入れることとなります。

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 議第9号の平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）について質疑をしておきたいと思います。

ただいま田中部長の方から説明をいただきましたけれども、事項別明細書の3ページ、歳入の3目、学校給食センター建設事業費の15節工事請負費1億2,480万円の減額であります。当初予算では2億9,000万円計上されていたわけでありまして、工法の変更とか、入札による契約差金、合わせて1億2,480万円も減額をする。これはこれとして喜ばしいことと評価していいのか、当初の見込み、工法を選択等の見込み、あるいは契約差金がどの程度あるのか、ちょっとよくわかりませんが、設計による単価が、昨今は東日本大震災の復興需要との関係もありまして費用が増嵩している、こういうことは耳にするわけでありまして、なかなかこういうことは起こり得ないことで、今の部長の説明ではちょっとまだわかりにくいということで、もう少し、工法によってどの程度の差だったのか、契約差金が予定価格に対してどの程度であったのかという点をお伺いしたいし、また、そういうことからして、当初見込んだ2億9,000万円に対してどのような評価をするのかということをお伺いしておきたいと思います。

西井委員長 所長。

高橋学校給食センター所長 給食センター、高橋でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの白石副委員長のご質問でございます。工事費につきまして、造成工事並びに解体工事ということになっております。まず、解体工事につきましては5,000万円の予算計上をしておりました。そこで今回減額といたしますのが1,390万円ということでございます。それと造成工事でございます。当初が2億4,000万円の予算を計上しておまして、今回工事にあたりまして実施設計をいたしましたところ、現地の精査によりまして、工法、擁壁の高さ、大きさ等がかなり縮小になってきたということもございまして、造成工事では1億1,090万円の減額となったわけでございます。

以上、説明といたします。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 実施設計によってこういう基本設計との乖離、この点は、我々は専門でも何でもありませんけれども、それはあり得ることなのだというふうには思いますけれども、2億4,000万円で、それが1億1,000万円余りというのは、素人でもこれはどうしてこうなったのかというのは見ればすぐ感じるわけで、こういう点は当初基本設計のときに本当にどうであったのか。入札による差金というのは、これは業者が努力していただいて、昨今の資材の高騰にもかかわらず、大いに競争性を発揮されて安くなったというのは、これは大いに評価できることであります。もちろん、歳入の面で地域の元気臨時交付金を活用して722万3,000円を充当しているというのは、これは大いに評価できるわけで、そういうことをやっていただいている一方で、工事請負費の件でやはり反省すべき点があるのではないかというふうには思います。これはこれとして、予想しなかったことがあったのだろうというふうには推測はできるわけでありまして、今後の予算の編成、事業の見積りの参考にしていただいて、遺憾

のないようによろしく願いをしておきたい、このように思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 今給食センターのお話がありましたので、少し要望をさせていただきたいなと思って。

数字的なことではないのですが、学校の夏休みが1週間早く始まるということで、数々のお母さんの中から給食を早めにしていただけないかという、そういうふうな質問をたくさんいただいておりますので、できれば早くしていただけたらなと思いますので、ご要望として申し上げますので、どうかよろしく願いいたします。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第10号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

生野市民生活部長 ただいま上程いただきました議第10号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,261万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,028万4,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。1款霊苑事業費、1項霊苑事業費、1目霊苑事業費、15節工事請負費300万6,000円の減額でございます。これにつきましては霊苑周回道路の第2期分の工事請負差金でございます。23節償還金利子及び割引料9万6,000円の減額でございます。

2款諸支出金、1項基金費、1目霊苑整備基金費、25節積立金951万4,000円。これにつきましては霊苑使用料減によるものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。1款使用料及び

手数料、3項手数料、1目霊苑使用料、1節霊苑使用料954万円の減額でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節霊苑整備基金利子収入2万6,000円の追加でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金、1節霊苑整備基金繰入金310万2,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

西井委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 議第10号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行いたいと思います。

ただいま生野部長からご説明いただきました。事項別明細書の歳入の4ページ、霊苑使用料あるいは3款の繰入金、さらに5ページの2款諸支出金の1項基金費にかかわってお伺いしたいと、このように思います。平成25年度は2年に一度の墓地の永代使用の公募をする年でありました。当初の予算からすると、霊苑使用料で2,250万円を見込んでいたものが950万円の減額になっているということは、それだけ用意していた、考えていた応募よりも少なかったということになっているのではないかというふうに思うわけですが、当初計画していたことと実際の実績を改めてお伺いしておきたい。A、B、C区画について、それぞれ予定に対する実績をお伺いしておきたい、このように思いますし、公募に対して当初予想したよりも少なくなってきたということは、大体一回りして一定行き当たってきたという状況になっているのか、なかなか需要と供給の関係は、普通の商品と違いますからそうはならないと思いますけども、その辺の、これまでずっと実施してきた状況と今回の実績との変化というか、その辺があれば、あればいいですけどもお伺いしておきたい、こういうふうに思います。

西井委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、霊苑の使用料に関しまして950万円の減額をお願いしているわけでございます。その中で、当初の予定ではB区画を基本といたしまして、B区画45万円で50件の予算を計上させていただいております。45万円、50件で2,250万円の予算でございます。なお、平成25年度の実績といたしまして、A区画8件、27万円の8件の216万円でございます。B区画につきましては24件の45万円で1,080万円の、1,296万円の収入済み額でございます。

続きまして、繰入金の310万2,000円の減額についてでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました歳出での工事請負費の300万6,000円と、償還金利子及び割引料の9万6,000円を合わせまして、310万2,000円の減額と相なったわけでございます。そして、霊苑整備基金費の951万4,000円の減額につきましては、先ほど申しました霊苑使用料の954万円が減額になっておるわけございまして、利子の見込みの2万6,000円を差し引きまして、951万4,000円の減額をお願いしているところでございます。

そして、最後におっしゃられました墓地の件でございます。これにつきましては、昨今人口等は微増で伸びておるわけでございますが、何分ある程度の墓地に関しては行き渡っているような予測もいたしておるわけでございまして、なお、新規住民さんにつきましては平成25年度に募集を行ったわけでございますが、転入の関係等で墓地募集よりも遅く転入された方は買われる資格等もございませんので、それにつきましては今後、当然次回のときにも使用料として購入していただけるかなというような推測はいたしております。なお、広報等につきましても、住民の方々にホームページなり広報なりでお知らせをいたしておるわけでございますが、今考えられることにつきましては、ある程度の墓地の募集があったかなというように思っているわけでございまして、今後は平成27年度に募集いたすわけでございますので、それまでの間に十分検討させていただきまして募集等を行いたいというように今現在は考えております。

以上でございます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 生野部長から改めてご答弁をいただきました。当初予算においては、B区画に限って、45万円のB区画を50件という形で予算化されている。実績もやはりB区画が一番多い。24件ですからね。こういう積算の仕方も一定やむを得ないかなというふうに思いますけれども、部長が言われたように、この間長年公募し、提供してきたわけでありますから、行き渡ってきたという感がある。しかし、それからすれば今回はある程度応募があったという評価ですね。私も行き渡ったかなという感じがしています。まだ受け入れる、提供できる面積はありますけれども、一定そういう感がある中で、これまでも事務手続も大変やということもあったし、一定の数が集中して受けてやるということもあって、2年に一度ということやってきましたけれども、予定をして公募の時期にうまく合うというのはなかなかないですね。やっぱり突然ということもありますし、とりわけ新しく葛城市にお住まいになられた方々というのは昔から先祖代々の墓があるわけじゃないですから、結構費用がかかりますから、なかなか踏みきれないというのがあるんですね。しかし、やはり不幸なことが起こったら、さあ、いざ墓地が要ると、そして墓標も立てなあかん、こういうことになるわけで、時期を押ししたら1年以上、2年待たないかん人も出てきはるわけで、応募の期間が今2年というものを、これだけ一定の数が少なくなってきた、この間の事務量もそんなに大したことないんちゃうかというふうに経験からしても思うわけで、その辺をぜひ検討していただきたい。これまでは煩雑な事務を毎年するのは大変だということもあって、2年に一度ということもありました。もうこれは何年でしたか、建設してから年もたちますし、毎年の事業として取り組める環境になりつつあるのではないかと思います。ぜひご検討いただきたいということをし添えて、質疑を終わっておきたいと思っております。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も同じようなことを聞くことになると思うんですけども、霊苑使用料というのを、今年度募集して、今中身のことを聞いたんですけど、私の近くにも若くしてご不幸になられて、

ここに入りたいねんというのか、ここに納めたいねんという人があるわけですけど、再来年度、平成27年度にはありますからという説明をしているんですけど、2年後の募集の時には必ずや申し込んだらいいんだと、こういうお答えをしてもいいのかなどか。募集するわ、それ以上来たときに、市はちゃんと対応はするねんという、これぐらいのことは市民に向けて発信すべきだと思うんですけど、お答えいただきたいと思います。

西井委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず墓地に関しましては、返還というのも年に数件あるわけでごさいます、今年度もいろいろと問い合わせがあった中で、トータル32件があったわけでごさいます。その中で、今年度も希望された方に、一応50区画の予定やけどもそれより超えた場合はどうなるのかと、抽選になるのかご質問があったわけでごさいますが、一応募集がありましたら、50区画の予定が70区画になったといたしましたら、20区画をふやさせていただいて、そういう手続を行うという返答もいたしておりますので、今委員がご指摘のように、そういう方がおられましたら、今のところ白石副委員長の要望もあったわけでごさいますけども、今の予定では、本日申し上げるのは平成27年度募集ということですので、そのときには必ず使用していただけるというご返答をしていただいてもいいかと思ひます。

藤井本委員 はい、わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第11号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

生野市民生活部長 ただいま上程いただきました議第11号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でごさいます。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ3億569万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金379万円の追加でございます。

1枚戻っていただきまして4ページ、歳入のご説明を申し上げます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料205万3,000円の減額でございます。2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料545万5,000円の追加でございます。2節滞納繰越分普通徴収保険料10万円の追加でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金28万8,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 議第11号の平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について若干質疑を行っておきたい、このように思います。

事項別明細書の4ページ、歳入でございます。1款2目の普通徴収保険料の現年度分普通徴収保険料が545万5,000円増額されております。当初予算を見ますと、ここにも補正前の額で出ておるとおりの、とおりにゃないですね、それも若干低いですが、6,925万1,000円という形で当初予算は組まれています。この当初予算は、平成24年度の当初予算と比較して5%増、350万円余りプラスされています。6,574万8,000円に350万円ぐらいを見込んだもので、6,925万1,000円という形で計上されているわけでありまして。平成25年度で保険料の改定がなされたものというふうに今思うわけでありましてけれども、この時点で545万5,000円、結構大きな額が普通徴収の中で出てきているということで、もう少しその内容、要因についてお伺いしておきたいと、このように思います。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。今の白石副委員長のご質問にお答えしたいと思います。

普通徴収保険料で555万5,000円の補正となっております。それは現在の調定額が7,470万5,900円となっております。それに対する収納率を見まして追加を補正させてもらったものでございます。保険料の方は2年ごとに見直しされることになっております。平成24年度、平成25年度は同じ料率での保険料で計算されたものでございます。なぜふえたかという要因を見ますと、去年の時点での課税されたときの状況を見ますと、所得割の課税標準額というのが上がってきているという部分がございますのと、後期高齢者の被保険者数がふえてきているということもございます。それによりまして現在の調定額が出ておりますので、この保険料につきましては収入で受けまして、それを広域連合負担金として支出することがございますので、調定額に対して高めで収入するという見込みで追加させてもらっています。それで、例年、収納率につきましては98%ぐらいの収納率で推移しておりますので、今年度

もそういう形で推移していくものと考えております。

以上でございます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 中嶋課長からご答弁をいただきました。ということは、平成23年度に保険料の改定がされ、回りとしてはこの平成26年度に改めて改定されるということですね。ということは、改定はなかったけれども、先ほど説明があったように課税標準額そのものが全体としてやっぱり上がっているということと、それから被保険者そのものが高齢化の推進とあわせてふえているということですね。これらの内容についてはまた予算の中でお聞かせいただければいいと思いますので、きょうはこの程度で置いておきますけれども、調定額7,447万円に対して大体98%という高い収納率になっていると、これは特別徴収も合わせての数字ですね。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 今の白石副委員長のご質問にお答えします。

普通徴収の徴収率といいますのは、今申しました普通徴収での徴収率は現年度分で例年98%になっております。それで、先ほど調定額7,470万5,900円と申しました。予算の見方としましては、決算では98%程度の見込みで入ると見込んでおりますが、予算を計上するに当たって、先ほど言いました広域連合への負担をするということもございますので、100%の見込みを計上してございまして、最終的には98%ぐらいということでは思っております。

以上でございます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 わかりました。組合の方には当然100%ということなんでしょうけれども、特別徴収は年金から天引きやもんな。これは100%や、もう間違いない。そんな中で、普通徴収だけで98%なんやな、そういうことやな。わかりました。本当に最後の命のとりでということで、こういう高い収納率になっているんだなど、そういうことだというふうに思います。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時42分

再 開 午後2時50分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。初めに、新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。本件について、現在の事業の進捗状況などについて理事者より報告願います。

生野市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてということでご説明申し上げたいと思います。本日は、まず建設事業に係る進捗状況と今後の工程についてと、もう1点は可燃資源ごみの収集日の計画予定表という形で、2つお手元に資料を配付させていただいているわけでございます。それに基づきまして、まず最初に、クリーンセンターの建設に係る現在の進捗状況と今後の工程についてをご説明申し上げたいと思います。

まず、皆様のお手元の資料の確認をお願いいたします。A4判で葛城市クリーンセンター建設面積比較表、そして、パース図がカラー刷りで4枚ついているわけございまして、最後の1枚ものが工事の工程表（案）ということでお手元に配付させていただいております。それでは、お手元の資料に基づいてご説明申し上げたいと思います。

まず、皆様方のお手元に左側に張っている分でございますが、これにつきましては当初計画時の技術提案を川崎技研からいただいたものの図面ございまして、自然公園法の許可をいただいておりますのが右側のパース図でございます。それに基づきまして面積の比較の説明をさせていただきたいと思います。この左側の分につきましては、当初計画で水平投影面積が2,954平方メートルであったわけございまして、當麻クリーンセンターの1,762平方メートルを1といたしますと、1.68倍で計画を予定いたしておったわけございまして、これにつきましては川崎技研と45億1,080万で平成25年2月14日に契約を行ったわけでございます。この部分につきましては熱回収施設が1,931.4平方メートルございまして、延べ床面積につきましてはG Lから見えております地上部分が3,275.5平方メートル、地下部分、建物の地下に入っている分につきましては683平方メートルで、合計が3,958.5でございます。なお、リサイクルセンターにつきましては607.1平方メートル、煙突等々あるわけございまして、あと管理棟につきましては282平方メートル、延べ床に直しまして773.3平方メートルございまして、総延べ床面積が5,410平方メートルであったわけでございます。右側につきましては自然公園法の許認可をいただくべく書類を提出いたしておりまして、ボーリングの調査、造成工事の許可、2つの許可は現在いただいておりますので、F区分でございますので、図面につきましても、この部分で自然公園法の自然環境課の方に提出いたしておる図面でございます。これにつきましては水平投影面積が1,762平方メートルございまして、旧當麻クリーンセンターが1,762平方メートルであったわけでございますので、1分の1ということになっているわけでございます。地上部分につきましては1,864平方メートル、地下部分につきましても、この建物の下が全て地下部分になっておりますので、この地下部分が3,058平方メー

トル、合計といたしまして4,922平方メートルになっております。この面積につきましては、現在詳細について設計中でございますので、若干減少する可能性があるというように考えております。煙突部分につきましては28平方メートル、ポンプ庫、ポンプにつきましてはこの裏側にあるわけなんですけども、ポンプ庫が7平方メートル、この下にある計量室が36平方メートル、管理棟が、この建物の北側にありますこのL字になった部分が管理棟でございます、これにつきましては延べ床面積818平方メートルでございます。面積につきましては、合計の延べ建築面積は5,811平方メートルでございます、一番大きく変わっておりますのが、旧の図面ではリサイクルセンターが旧の施設を使う予定の部分が、新しい計画ではリサイクルの施設も地下部分に入っているのが一番大きく変わった点でございます、そして、先ほど申しました当初計画では地下部分が683平方メートルであったのが、自然公園法の関係上、地下部分が3,086平方メートルという面積になりましたので、4.5倍になったわけでございます。

続きまして、お手元の1枚もののA3判の工事工程表についてご説明いたしたいと思っております。まず設計関係でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように公園法の許可を平成26年1月7日に県知事からいただいております、その後、開発不要協議等を行ってまいりまして、今現在、特定工作物の建築確認申請を行っている最中でございます。そして次に、3月議会後ぐらいを予定いたしておるわけでございますが、自然公園法の建築に関する許認可申請を3月、4月の時期に行う予定をいたしております。そして、5月中旬から6月にかけて、一般廃棄物処理施設の設置届を県の廃棄物対策課に提出予定をいたしております。そして、6月の議会後の7月に確認申請、これにつきましては建物の本体の確認申請をする予定をいたしております。2段目でございます。土木工事につきましては、今現在仮事務所等を建てまして木の伐採等を行っている最中ございまして、もう間もなく既存の擁壁の解体撤去を行う予定をいたしております。そして、あと逆T擁壁なり重力擁壁なりブロック積み擁壁等をあわせて設置していく予定をいたしております。それに伴いまして搬入の道路工事なり、今仮の業者の事務所を書いておりますけども、8月ごろから本事務所を建築していくと。そして、土木工事につきましては4月から地上の掘削工事に入るという予定をいたしております。一番下の仮の洪水の調整池なり排水溝もあわせて行っていきます。そして一番右の方、平成28年度には搬入道路工事なり付帯排水溝の工事を行います。3段目の熱回収施設につきましては9月から地下掘削工事、そして平成27年1月から地下の解体工事、地下2階、地下1階等の工作物の工事に入っていくというわけございまして、その後、外壁工事なり電気工事等々プラント工事をお示しのおり順次作業に入っていくということでございます。4段目のリサイクル施設棟につきましては、5月ごろから今現在の建物を解体して整地を行うと。プラント工事等に合わせまして、リサイクル施設につきまして平成28年度から順次、機械工事、配管工事、電気系統工事等を行います。管理棟につきましては、それと合わせましてその年次に工事に入っていくということでございまして、その一番下の計量棟、洗車棟、外溝工事につきましても平成28年度に行う予定をいたしております。なお、これにつきましては、市長が所信の中でご説明申し上げましたように平成27年3月の竣工予定であ

ったわけでございますが、この工事につきましては平成28年9月末に竣工予定をいたしておるわけでございまして、あと平成29年度までと市長は申したわけでございます。これにつきましては、これが終わり次第、笛堂の新庄クリーンセンターの解体、その後の剪定枝等のリサイクル施設の整備工事を平成29年度で行う予定をいたしておるわけでございまして、先ほど来申し上げました地下部分が何分4.5倍と大きくなっておりますので、予定といたしましては6月議会に45億1,080万円の工事の請負契約の変更議決をお願いすべく、今現在、本体部分の建物の詳細設計に入っておるわけでございまして、4月の早い時期に正式に設計が上がってくるかなというように思っております。今後につきましては、逐一皆様方にご協力いただきまして、出ました設計金額をご説明申し上げまして、ご理解賜るよう予定をいたしておるわけでございます。なお、先ほど来申し上げておりますが、平成27年3月の竣工が平成28年9月末と相なるわけでございます。何分、新市建設計画等の変更が平成26年12月議会を予定しておりますので、この工事につきましては当然皆様方に協議いただきまして、この6月議会で、請負金額の変更にあわせて工期の変更のことにつきましてもいろいろと協議をいただいて、ご理解いただけたらなというように考えておる次第でございます。

以上、まことに簡単でございますが、今現在の進捗状況なり今後の予定は以上でございます。引き続きまして、2つの裁判についての経過をご報告申し上げておきたいと思っております。

まず、葛城市を相手どって行われております當麻クリーンセンター稼働停止期限の確認請求事件についてでございます。これにつきましては、平成23年7月4日、奈良地裁へ反対派の方々70名で提訴されまして、平成25年10月1日に原告棄却という判決がおりております。なお、この間の裁判の回数は16回行われております。そしてその後、平成25年10月10日をもちまして、原告の方々70名から15名で大阪高等裁判所に控訴されております。10月20日と2月20日、2回公判があったわけでございますが、2月20日の第2回目で結審をいたしております。なお、判決につきましては、3月27日に判決が言い渡される予定と相なっております。

続きまして、県を相手どって起こされております葛城市クリーンセンター建設許可差し止めの請求事件でございます。これにつきましては、平成25年1月4日に奈良地裁の方に反対派の方々9名で提訴されました。そして、その間3回公判が行われたわけでございます。平成25年8月20日に、原告に対しまして訴えの棄却という判決がおりたわけでございまして、平成25年8月23日に大阪高等裁判所へ、1名減りまして原告8名の方で控訴されたわけでございます。これにつきましては11月14日、1月17日、3月12日という形で3回公判があったわけでございまして、3月12日に結審されたと聞いております。そして、判決につきましては4月末ということをお県の方から報告を受けておりますので、ご報告いたしておきます。

そしてもう1点、先ほど言い忘れたわけなんですけども、大字笛堂との協定が平成26年度3月という中で、今月末で協定が切れるわけでございまして、何分この新クリーンセンターの竣工が平成28年9月末ということでございますので、大字笛堂の方には平成28年9月末まで延長のお願いをいたしておるわけでございまして、これにつきましては、区長さん初め役員さん方々の温かい理解のもと、延長は可能という返事をいただいております。その中で協定等のこともありますので、来週から始まる予算特別委員会の中でもまたご審議

いただかなくてはならないと思うんですけども、その中で予算等を認めていただいた中で、改めて大字笛堂との協定を結び直すというような経過となっておりますので、この場をお借りさせていただきまして、笛堂との協定との関係もご説明させていただいたわけでございます。

以上、まことに簡単でございますが、今の現状はこういうことになっておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上です。

西井委員長 ただいま報告願ひましたこのことについて、何かご質問などございせんか。

副委員長。

白石副委員長 生野部長の方から、新クリーンセンターの整備に係る進捗状況について詳細にご説明いただきました。これまでの紆余曲折の中で、自然公園法という方の縛りが出てきて、既存の施設の投影面積1.0倍という形での投影建設面積になってきたという形で、地下へ潜らざるを得ないということになってきたわけでありまして、図面を配付していただいてつぶさに見ているわけでありましてけれども、工程表などを見ても地上3階、地下3階と、こういうことになっているわけで、主要な施設、設備が、炉そのものが地下1階、2階、3階とか、あるいはリサイクルセンターが例えば地下2階とか、管理棟が3階とか、そういう、階層ごとにどういう配置になるのか、平面図ではなくて断面というか、そういうことで現状がわかる、実施設計を今しているわけで、詳細がわかるかどうかわかりませんが、その配置についてお伺ひしたいということが1つ。

それから、何よりも地下構造になることによって、誰しものが工事費、地下を掘らないかんということとあわせて、地下の中で主要な施設、設備を構築していくということはなかなか大変なことだというふうに思ひます。そういうことからすれば、45億円余りの契約金額がどの程度ふえるのかというのが、これはほんまに、さきの委員長の川西委員長が最後の特別委員会においてその点を懸念され、理事者や川崎技研に対して要望をされていたこの点は、我々も本当に心配しているところであります。やっぱり数億円単位になるのか、10%程度ふえるのかとか、いろいろ考えるわけでありましてけれども、現時点では言えないというのはわかるけれども、ざっとどの程度になるのかというのは、45億円ですから、その10%、15%とか、経験豊かな生野部長の見識でお答えいただければありがたいなというふうに思ひます。お願ひします。

西井委員長 生野部長。

生野市民生生活部長 今、白石副委員長から2点ご質問があつたと思ひます。

地下構造部分の件に関してでございますが、皆様方に配付させていただきました面積表の中で地下部分等を記させていただいておるわけでございますが、何分数字なり図面ではわかりにくいというふうに思ひます。その中で、この左部分の計画をした時点で、議員皆様方にパワーポイントをもちましてご説明させていただいたというふうに思っております。これにつきましても、今後ある程度の設計等ができ上がった時点で、皆様方に川崎技研の方が出向いてきて、委員長許可のもとにその場でパワーポイントで詳しく説明をしていきたいというふうに考えておるわけございまして、その方が皆様方にも、こういう図面じゃなくしてや

はりパワーポイントで記していただいて、専門家の技術者が出てきて説明する方がいいかなというように思っておりますので、ある程度といいますか、設計ができた時点で説明をさせていただけたらなというように思っております。

2点目の契約金額の45億1,080万円からどうなるかというようなご質問でございます。何分先ほど来申し上げましたように、地下部分につきましては4.5倍と、地上部分につきましては約半分ということで相なっておるわけでございます。その中で今現在、鋭意設計をさせておるわけございまして、設計中の中で、同じく施工監理も委託いたしております日産技術コンサルタントに委託しておりますので、日産技術コンサルタントにつきましても、詳細について今書類上のチェックを行っておる段階でございますが、今この場で10%か15%か20%ということをおっしゃっておるわけでございますが、何分金額的なものは全くつかめていないような状況でございます。ただ一言言えることは、6月議会に工事請負金額の変更は必ずお願いしなくてはいけないかなということでございますので、ひとつきょうはそれでご理解いただけたらと思います。

以上です。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 答えられないのもわかりつつ聞かないかんというのもあるんですけども、やはりそういうことは本委員会において議論し、詰めていかなきゃならない、そういうことでありますので、シビアにやっていただきたいということを強調するというがために言っているわけですので、そのように捉えていただきたい、こういうふうに思います。地下部分、あるいは地上部分のそれぞれの施設、設備等の配置については、やはり地下部分が多くなるということでありまして、4.5倍という形で、そこで働く職員が多くなるわけでありまして、労働安全の問題、あるいは万が一の事故のときの対応等々、これからそういうことを含めて議論をしていかなければならないというふうに考えています。そういうことから、私はリサイクルセンターが何階にあって、どういう形で作業されるのか、どこに制御室があって、どういうふうにするのかという、そういうこともできるだけ早く把握して、周辺に対して環境影響評価とか、そういうことをきちっとやってきたという、そういう経緯もあるわけですから、施設、設備そのもので働く人たちの労働安全の問題、あるいは炉ということでありまして、シンプルな炉でありますから事故の確率というのは低いと思いますけれども、緊急時にどういう対策をできるようにしていくのかということとかが、これからの重要な問題になるというふうに思いますので、ぜひそういう視点からも次回にはお示しをいただけるようお願いしておきたい、このように思います。

それから、笛堂の焼却炉、あるいは大字との関係の問題であります。当然、工期が諸般の事情によって延期せざるを得ないということでありまして、笛堂の皆さんには改めてその協定の延長をお願いするということになるわけで、この点は既に役員の皆さんも延長は可能だということだろうというふうに思うわけでありましてけれども、これは余り言うところから、予算でどういう対応、対処をされるのかということを知りたいわけですが、これは予算に係ることですから、きょうはここで置いておきますけれども、その後、焼却炉を解体

した後の事業もありますので、ここは遺憾のないように対応していただくということが大事だというふうに思いますので、老婆心ながらつけ加えたということです。また、焼却炉そのものが老朽化しています。私も月に何回かお伺いして、焼却炉の状況がどうであるか聞いているわけでありまして、ほんまに頻繁に、小さいから大きいから、いろいろ起こっています。そういうことを考えて予算措置もされているというふうに思いますけれども、本当にぎりぎりやなという感じはしますね。その程度にしておきたいというふうに思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 自然公園法に対する県からのいろんなハードルというのか条件をクリアしてこられたということですけど、新人の方も一緒に、私もこの自然公園法での対応という部分が余りよく知らないんで、面積的なところはこれでわかります。それだけのものなのか、それとも、ぱっと見ると自然に合わせたような色も、周りの環境という意味で色も指定されているものなのか、地下に下げるというところで全体の面積もちょっと大きくなるのか、何かをつけやなあかんとか、変更に至っている中での投影面積というか、地上の面積だけが同じように1.0倍、またそれに近いものに合わせなければならないですよということについては皆理解しているんですけど、それ以外にはなかったのかという、ほかに例えば稼働時間はこうですよというようなことも言われてんねんとかがあれば、ここで確認だけしておきたいと思う。

西井委員長 生野部長。

生野市民生活部長 まず、藤井本委員がご指摘の自然公園法についてでございます。この自然公園法につきましても国定公園内になります。その中で、国定公園内ではこういう焼却施設は建てられないというようになっているわけございまして、當麻クリーンセンターにつきましても以前より建築されておりましたので、既存の建築物として認められておったというわけでございます。その中で、自然公園の中で、一応必要最小限の拡大というのがここまで来るまでにいろいろと議論があったわけなんでございますが、必要最小限、當麻クリーンセンターは1,762平方メートルあったわけございまして、必要最小限の拡大ということでいろいろと県とも議論を行ってきたわけでございます。その必要最小限の中には、当該規模を超えない場合ということになっておったわけございまして、旧當麻クリーンセンターにつきましても承知のように20トンの焼却炉であったわけでございます。規模を超えないということは20トンを超えてはいけないよという意味ございまして、当然、今新クリーンセンターにつきましても25トン炉2機の50トンになりますので、規模を超えるということですので、先ほど来申し上げていますように、水平投影面積というのは上空から見た建物の映る面積が一応1,762平方メートルと、それを超えなければ規模は問わないという最終的な結論になったわけございまして、25トン炉2機するのに規模を問わないということでしたので、上空から見たこの投影面積が旧當麻は1,762平方メートルあったわけでございます。何分地下部分については全く投影面積に映りませんので、先ほど申しました3,000平方メートル余りが地下部分に潜ったという大きな変更でございます。

それと、もう1点の質問で、自然公園法の中に周囲の景観に沿った建物というのも当然入ってきますので、当初の計画はこういう色やったわけでございます。今後の予定はこういう色で、周囲の緑地関係にマッチした建物という形でこういう色を予定いたしております。なお、擁壁につきましてもこういうような緑を確保して、白いコンクリートが見えないような形で緑にいたしております。なお、リサイクルセンターも建築後は更地になるわけですが、この更地にも芝生を植えて、周辺の景観を守っていくために緑を植えていくということでございます。あと、稼働時間等も1つおっしゃっていたと思うんですけども、これにつきましては16時間を今予定いたしております。それにつきましては大字當麻との協定等の中でも一応16時間稼働。公園法の中では24時間稼働とか時間は問われません。それは地元との中で、一応16時間で50トンをお願いしますよという中で分でございます。当然ごみの減量化に向けていくわけでございますが、人口等のことはわかりませんので、最終的には24時間までは可能ということになっておる。

以上です。

藤井本委員 よくわかりました。

西井委員長 よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

西川委員。

西川委員 今、水平投影面積そのものはそういうことやけど、当初は1.7倍とかそういうことで交渉していたんやろけれども、今何やいろいろ訴えがあって、県の方が、いろんな議員も県議会も動いて何やしはって、それでそういうふうなことになった。せやから、ようになったのはようになった、環境としては。それでその分お金は高くついたある、高くついていくんやろ。ただ、そのことは高くついていくんかもわからへんけれども、一番最初から懸念していたのが消費税。消費税がアップされるかもわからへんから、そのところは契約でしっかり押さえといてやと、今8%になっていって、今度10%になんのかどうか知らんけれども、そのところはちゃんと押さえといてやというふうなことを言うてたはずやねけれども、そこはちゃんと押さえといてあるのかな。

西井委員長 部長。

生野市民生活部長 今、西川委員がご質問の消費税の件でございます。消費税に関しましては、平成25年9月30日までに契約しておる物件につきましては5%のままということで、下請け業者等につきましても5%のままというわけございまして、今のこの部分についてはさきに契約を行っておりますので、それは平成25年2月14日に行っておりますので、平成25年9月30日以前の契約でございますので、工期はずれていっても消費税の5%は変更はございません。ただ、今回6月に変更議決をお願いする部分、その部分につきましては8%適用になるということで、そのふえた部分につきましては8%になるということでございまして、来年予定されております10%云々の話もあるんですけど、一応6月に変更契約をお願いしますので、その変更した部分につきましては8%になるということでございます。

以上です。

西井委員長 ほかに何かございませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 私はこれまで民生水道常任委員会、あるいは生活福祉常任委員会という形で、本来ならば所管の委員会にずっと所属してきましてけれども、特別委員会がありましたので、その報告を受ける、あるいは審査にかかわるといことはしてきていなかったもので、その経緯について詳細はなかなか、理解しているかといったらそうでないというふうには思っていますけれども、先ほど来、投影面積にかかわって部長が、自然公園法の本則なのか、あるいは施行令とか施行規定なのかわかりませんが、当該規模を超えないということで、当該規模というのは20トンだと、こういうふうに言われました。それはちゃんと規定として当該規模を超えないというのは明記されているんですか。

西井委員長 市長。

山下市長 部長の方が詳細に語ったところがあると思いますけれども、このことにつきましては現在うちも係争中でございますので、当該規模を超えないという、その規模の中の解釈について係争しておるところもございまして、裁判でも、うちの考え方と相手方が考える規模という考え方の差異というのが出てきます。今部長が申しました答弁によって縛られてしまうということがあってはならないので、先ほどの規模に対する解釈というのは撤回させていただいて、当該規模を超えないという言葉の解釈の中で県と葛城市と協議をしながら、これが適当であるということで今済ませていただいているということでご了解をいただきたいというふうに思います。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 市長がたつての答弁でありますので、それはそれとして本委員会においては受けとめておきたいというふうに思います。一応撤回という形で、わかりました。

西井委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 調査案件、新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてということですけど、今の話、今の流れはよくわかりました。それで、ちょっと耳にしたのですが、竹内の方から、これが進んでいく中で、進入路が竹内にあるというところで何か申し出があったというふうに情報を得ているのですけども、そういうものがあったのかなかったのか、またその経緯についてお聞きしたいと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 日にちとかその辺りはきちんと覚えておりませんが、過日、大字竹内の区長が、阿古議員もついていらっしゃいましたけれども、嘆願書という形で文書を、葛城市長と議会議長宛てという形のものを持ってこられたというのはございますけれども、その中でいろいろと書かれておりました。2年前に出そうとした嘆願書も含めて、その中でコピーを持ってこられたりしましたけれども、その中身については私は適当ではない部分もありましたので、私は、ただ受け取るのは受け取りますよと、ただし適切ではないところもあるので、区長にその旨を申し上げております。だから、正式に村として、大字竹内としての嘆願書なのかどう

なのかというところも確認はできておりませんし、ただ、いろいろとご要望いただいているところがありますので、葛城市としましては大字竹内に対してご協力いただくことには間違いございませんので、これからいろいろとご相談に乗らせていただきながら、そのお話についてどのようにしておさめていくのか考えていきたいというふうに思っています。その文章等につきましても、私の方が適当ではないというふうに指摘をしているところもございしますので、余り皆さんに披瀝するのも、これも適当ではないというふうに思いますので、その辺りはお察しをいただき、また、この件につきましては市と竹内にお引き取りをさせていただいて、今後、非公式の形で報告をするのかどうかわかりませんが、真摯に話し合いをしていかせていただくということにさせていただきたいと思います。

西井委員長 ほかに何かございませんか。

増田委員。

増田委員 私の方も、ちょっと気になるところを2点ほどお聞かせいただいております。私はこのパース図を見て、えらいうっとうしい色やなというふう感じたんですけど、これは先ほどご説明がございましたように、周辺の地域への配慮ということでご理解させていただいたんですけども、あと、係争中ということいろいろと説明しにくい部分があったら適当で結構ではございますけれども、焼却炉ということで、いろいろとそういう煙対策、これから新しいものをつくるとなれば、相当過去のメカより改善された機械等を当然導入されていると思うんですけど、その辺の安全性のところを、もし説明できる範囲内でありましたらちょっとお聞きさせていただきたいと。お願いします。

西井委員長 部長。

生野市民生活部長 増田委員の方から2点の質問であったかと思えます。

まず、焼却炉に伴う煙の件なんでございますが、40メートルの煙突があるわけでございますが、煙といますか水蒸気が出ますので、一切煙は出ないわけでございます。ただ、冬場の気温が5℃以下のときには水蒸気がちょっと見える程度かなというように、5℃以下になったときは水蒸気が見えるということでございまして、決して煙ではございませんので。

それと、あと、焼却炉の中の今ご質問の安全面等の件についてでございますが、先ほど白石副委員長の質問にもあったように、これにつきましても、早い時期にパワーポイントをもって皆様方に、安全性も踏まえて工場棟の中身も一緒に説明をさせていただけたらなというように思いますので、ちょっと本日はこの程度でお願いできたらなというように思います。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。私が聞いたかったのは、煙が出ていたやつが出なくなるというふうなプラス、要するに改善されたような説明をより多くの人にされた方が、やっぱり、ああ、すごくいい施設をつくっていただいたんだなという印象を持っていただける。係争中やということいろいろと心配されておられる方も地元にたくさんおられますので、そういうところを強調していただけたらありがたいというふうに感じます。

以上です。

西井委員長 生野部長。

生野市民生活部長 あとA4判の2枚については、本日は簡単にご説明ということでご理解いただけたらと思います。これにつきましては、可燃ごみ、資源ごみの収集の計画を今現在部内で練っているわけでございまして、1枚目が新庄地域で、2枚目が當麻地域でございます。まず新庄地域の月曜コースを例にご説明いたしたいと思います。この月曜日コースにつきましては、月、木と収集を行っておるわけでございまして、あと水曜日の新聞なり、缶、瓶なり、ペットボトル、古布等については変わりませんが、今後は容リプラ、今現在當麻クリーンセンターで行っております、白色トレーが行っておるわけでございしますが、容リプラ、プラスチック類の、食べ物の後の、例えばヨーグルトのパックであるとか、そういうことを容リプラの中で収集していきたいと。容リプラといいましても、小さい喉あめの袋も容リプラでリサイクルがついておりますので、その辺をどれだけ分けて収集していくかというのも今現在部内で練っておる段階でございまして、現在は一応見ていただいて、このような収集をしていくということでご理解いただけたらと思います。なお、當麻地域につきましては、今現在月曜、木曜コース、火曜、金曜コースという形でごみ収集を行っておりまして、その収集日が祭日になりますと収集は行っておりません、當麻地域に関しましては。新クリーンセンター建設後には當麻地域も合わせまして、祭日はもう関係なしに月曜、木曜、火曜、金曜と必ず収集を行っていく新庄地域に合わせていくというのが當麻地域の大きな変更点かと、今そのように思っております。先ほど来申していますように、あくまで変更の案として今部内で練っておりますので、これについては本日は一応見ていただきまして、いろいろのご意見をいただければ、今後のこの調査案件のときに意見を聞かせていただけたらなというように思っております。先ほど来申しますように、容リプラをどこまで収集していくのかというのが今は一番部内の課題ですので、本日はこのような形で今後は収集をしていきたいというふうに思っております。なお、ここに入っておりません大型ごみに関しましては、今現在も電話でお知らせいただいて1回5点以内という形で収集する分の、大型ごみの収集については今後も変わらないように予定をいたしております。

以上です。

西井委員長 この件につきましては案ということで、また今後の会議のときに意見がございましたら申し上げてもらおうということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 本件につきましては、本日はこの程度でとどめたいと思います。

次に、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

本件につきましても現在の事業の進捗状況などについて理事者より報告願います。なお、お手元にお配りしております資料のうち、実施設計にかかわる図面につきましては委員会終了後に回収させていただきたいということでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

田中教育部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。

それでは、葛城市学校給食センターにつきましての進捗状況の報告をさせていただきます。冒頭、委員長にご説明いただきましたように、本日3つの書類がございます。ご確認いただきたいと思います。まずA3の2枚もので、葛城市学校給食センターについてのお知らせ。それからA4の1枚もので、食物アレルギーの基本的な考え方。3つ目が実施設計の図面ということで、これは委員長が申し上げられましたように本日回収させていただきたいと思っております。入札の今後の資料の一部となりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

では、説明の方をさせていただきます。本日、委員も変わられておりますので、用地取得の平成24年度からさかのぼって順に説明させていただきます。

まず、ハード面から説明させていただきます。建設予定地でございます寺口1666番地1の土地を、市の開発公社から用地取得として平成24年4月の契約で取得いたしました。平成24年度の予算としましては学校給食センター建設に係る設計費用を計上いたしましたが、用地測量と解体設計を行いました。また、基本設計に関しましては平成25年3月に設計のプロポーザルを行いまして、大建設を選定し、平成25年9月末までの工期で実施いたしました。実施設計に関しましては、基本設計を行った事業者と契約することが有利に進められることから、引き続き大建設と契約を行いまして、3月末を期日として業務を行っております。次に、解体工事に関しましては株式会社関鉄が落札し、平成25年5月から8月末の工期で解体工事を実施し、完了しております。また、造成工事につきましては栄和建设株式会社が落札し、平成25年10月から平成26年3月末の工期で、現在工事を順調に進捗しております。そして、いよいよ平成26年度になりまして、建築の工事に取りかかりたいと考えております。

続きまして、ソフト面についてでございます。昨年度、平成24年度の給食運営委員会におきまして、平成24年9月より新給食センターの建設につきまして協議を願い、11月2日には施設整備方針を協議、制定いただきました。平成25年1月30日の給食運営委員会におきまして、五條市の業務委託状況を視察後、意見を集約いたしまして、委員会の意見としては前向きに委託を進める方針を確認していただきました。6月3日、今年度の給食運営委員会では、学校、PTA関係の委員さんの異動時期でもありましたので、前任の委員さんの引き継ぎも兼ねまして、経過状況など種々の説明の方を行うとともに、給食の食器類などの検討、施設整備方針の説明も行っていたいております。また、PTAにおきましては、給食運営委員会におきまして業務委託方式を前向きに検討するという結論をいただいております。今後保護者への丁寧な説明を必要とすることから、6月13日のPTAの本部役員会に説明に参り、こちらから学校給食センター調理業務の業務委託について、また給食業務の流れについて、それから平成25年1月30日の給食運営委員会の各委員からいただいた五條市立学校給食センターの視察後のご意見、これらを説明し、必要であれば各学校のPTAの役員様に説明に行かせてもらう旨を伝えました。その後、忍海小学校からご要望がありまして、7月11日に説明に出向いております。同日、第2回の給食運営委員会がございまして、定例の特別会計、平成24年度決算と平成25年度予算のほか、センター建設の経過報告、試食会を行い、当日は6月に説明しました施設整備方針を再度説明し、各校のPTA会長様にも配付いただくように依頼しております。また、同日にPTAの会長が来られまして、新給食センター事業に関する

る要望書を提出されました。その要望書の内容としましては、1点目として、市PTAの協議会、役員会が中心となって、市並びに教育委員会と保護者、教職員の橋渡し役となること、2番目としまして、今後周知、理解を図っていく段取りとして、種々の情報提供を求められました。この際にお渡しした資料をもとに今後アンケートを作成して保護者会に配りたいとの意向を言われておりました。その後、役員の方々との協議を重ね、相談の上、Q&A方式で保護者宛てにわかりやすくお知らせをつくることで合意し、その資料の作成を行いました。本日お手元に配付させていただいております資料でございます。これは11月20日付で、各学校、幼稚園を通じて、保護者の方に葛城市学校給食センターについてのお知らせを配布させていただき、最後のページに質問欄を設けさせていただき、ご質問をお受けするよういたしました。このお知らせは教育委員会と葛城市PTA協議会の連名で、小中学校、幼稚園を通じて全ての保護者の皆様に配布いたしました。内容につきましては、まず(1)センターの建設についてというのがQの1でございます。また、(2)設備についてというのがQの2でございます。それから、3番目の運営や体制についてというのがQの3からQの5でございます。それから、食物アレルギー対応についてというのがQの6でございます。5番のこれからの新学校給食センターの配食方法についてというのがQの7でございます。(6)の地産地消についてというのがQの8でございます。(7)の給食費について、これがQの9でございます。また、そこの3ページに描いております学校給食業務の流れについてという図がございます。これは直営する部分、また委託する部分のわかりやすい図を掲載しております。また、4ページ目でございますが、各学校の位置と新学校給食センターの位置がわかりやすい図を掲載しております。このような内容で4ページを使い、更に施設整備方針(概要版)でございますが、これをページ5から7で掲載しております。そして、最後のページに保護者質問欄を1ページ設けて、全部で8ページでお知らせを配布と周知いたしました。その結果、本年平成26年2月20日現在で、各校並びに市PTA協議会に提出されました質問、ご意見は全部で7件でございますが、その中で建設に関しましての意見はございませんでした。内訳としましては、運営体制、業務委託に関するものが1件、食物アレルギーに関するものが2件、給食費に関するものが2件、その他給食の内容に関するものが2件という状況でございました。まず最初の運営体制、業務委託に関する質問内容につきましては、調理する部分を全て委託するのではなく、ところどころ職員の方がされると安心ですという内容のものでした。今後予定しております委託形態につきましても、要所となる献立や調理指示書は職員が行い管理しますので、ご心配には及ばないものと考えております。運営体制、業務委託に対しましてはこういう状況でございましたので、市PTA協議会及び教育委員会としましては、保護者全員に周知しご理解をいただいたということで、今後進んでまいりたいと考えております。次に、食物アレルギーに関するものの2件につきまして、今後予定しておりますアレルギーの個別説明会の方で説明していきたいと考えております。特に食物アレルギーの対応につきましては、各幼稚園、学校にアンケートを行い、該当する子どもたちの把握に努めるとともに、市としての食物アレルギーに対する考え方を検討するために、学校給食における食物アレルギー対応のあり方検討会というのを開催いたしまして、方

針をまとめております。お手元に配付しております資料でございます。この食物アレルギーの基本的な考え方との資料につきましては、10月29日の給食運営委員会及び11月26日の教育委員会におきまして説明させていただいております。この資料につきましては簡単に説明させていただきますと、学校給食における食物アレルギー対応食の基本的な考え方についてということで、学校給食において食物アレルギー対応食を提供する上で最も大切なものは、その安全性をいかに確保するかということです。1つ間違えれば取り返しのつかない大事故にもつながりかねないため、細心の注意を払って安全な調理体制に努めなければなりません。そのことが、とりもなおさず子どもたちや保護者の皆様の安心につながります。今回食物アレルギー対応食を検討するに当たりまして、新学校給食センターに独立した特別調理室を設けることを計画しております。この特別調理室では、除去対象とする食物アレルギー原因物質を一切持ち込まずに調理することで安全性を確保したいと考えております。今後、本市ではこの考え方にに基づき、できる限り多くの子どもたちに安全で安心な給食を提供できるように検討していきますということで書いております。除去対象とする食物アレルギーにつきましては、この除去対象とする食物アレルギー3つの品目につきましては、このアレルギー原因物質を除いた昼食を提供してまいります。まず、食物アレルギーの品目としましては卵が1番目です。2番目として牛乳、乳製品、また3番の甲殻類、エビ、カニでございます。そして実施方法につきましては、特別調理室での調理方法を検討した結果、対象となる子どもたちに同じメニューの食物アレルギー対応食を提供することを考えております。そうすることによりまして、除去対象とする食物アレルギー原因物質を特別調理室に入れることなく調理することができます。また、同じメニューのものを提供しますので、個々への取り違えを防ぐことにもつながりますということで、これを策定させていただきました。次に、給食費に関するものの2件につきましては、両方とも他校に比べ若干高いと思うとか、現状維持でもよいが値上げはどうかと思えますというものでございました。さきのお知らせでの説明の中にもございますが、消費税分の上乗せということでございますので、この点をご理解をいただきたいと思えます。また、その他2件につきましては給食の献立の内容についてのものでございました。今後の献立の参考にしたいと考えております。以上、お知らせについての報告と説明を終わります。

続きまして、高橋所長の方から、お配りしております実施設計に関する図面につきましての設計に係ります中間報告をさせていただきます。

西井委員長 高橋所長。

高橋学校給食センター所長 給食センターの高橋でございます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元でございますA3図面、4枚ものがあると思えます。これにつきましてご説明申し上げたいと思えます。なお、この図面につきましては、まだ実施設計の途中の作成中の図面ということでございますので、ちょっと見にくいかなと思えますけどよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、配付しております図面の中で1枚目でございます。場所及び面積でございます。場所につきましては皆さんご存知かと思えます。寺口1666番地の1ということでございませ

て、水道の受配水池のちょうど西側に当たる部分でございます。面積が、敷地面積約4,500平方メートルでございます、建築面積といたしまして、1階部分が1,704平方メートル、2階部分が約586平方メートルの、延べ面積といたしまして2,290平方メートルの計画となっております。

2枚目をお開き願いたいと思います。これにつきましては配置計画でございます。敷地への出入り口といたしまして、図面の下の方、南の方でございます、ここから南側の市道寺口3号線、この道路幅が4メートルから5メートルございます、この道路から進入を計画しております。職員等の駐車場といたしまして予定しておりますのが、東側でございます、先ほど寺口の受配水池という水道のタンクの北側に敷地がございます。ここをお借りいたしまして駐車場にする予定をいたしております。その関係上、東側の駐車場からこの敷地の東側に、右側でございます、階段の絵柄がございます。ここを上って出入りするという動線を考えております。まず、進入道路からの入り口でございますが、市道が4メートルから5メートルございますので、そこから入るに当たりまして入り口部分を広く、8メートルの出入り口を設けて、スムーズに出入りできるように計画しております。それと、センターの建物の配置はちょうど敷地の真ん中を予定しております、センターを中心として5メートルから5.5メートルの幅の周回道路を設けます。時計回りに一方通行ということで考えております。これは交差のない安全な動線計画を考えておるということでございます。続きまして、食材の荷受け口、回収口ということでございます。荷受け口につきましては図面の左側、西側でございます。西側から荷受けを行いまして、十分な回転、待機スペースを、12メートル50センチメートルの幅を設けて確保した計画でございます。それと、東側には回収口ということで設けております。

続きまして、3枚目をお開きいただきます。まず3枚目の図面でございます。これは1階の平面図の配置でございます。まず汚染区域と非汚染区域の区分、作業の流れ、食材の入庫から給食の出庫までという形と、特別調理室の位置、流れということでご説明いたしたいと思っております。まず、これにつきましては、文部科学省の学校給食衛生管理基準並びに厚生労働省大量調理施設衛生管理マニュアルに準拠したフルドライシステムの調理室を計画しております。調理室内は汚染区域及び非汚染区域を間仕切りや扉で衛生区画を行いまして、床仕上げは衛生区分区画ごとに色分けをいたしまして、調理の従業員が直感的かつ視覚的に衛生区分を確認できるようにいたします。まず図面の左側から食材の荷受けを行います。この食材の荷受けは、魚、肉類と、野菜、一般物資の2つに分けて独立した荷受け室にて行います。上の方が魚、肉類、下の方が野菜、一般物資という荷受け室になっております。それと、食材の荷受け室以降の研修室、下処理室までが、肉、魚類、野菜類に分かれて一方向の流れを計画しております。食材同士の交差汚染を防止する目的でございます。それで、図面の中ほどでございますが、ちょうど上の方に、焼き物、揚げ物、蒸し物調理室がございます。それと、煮炊き調理室においても加熱処理後の食材が交差しないような機器の配置を行いまして、コンテナへの積み込み配送まで、これも左から右の一方向の流れといたしております。続きまして、ちょうど真ん中でございます、煮炊き調理室の右側に配置しておりますのが特別調

理室でございます。特別調理室は、非汚染区域の中でも最も洗浄度が高い陽圧の調理室として計画し、他の調理室からの異物の混入を防ぎます。それと、調理の従業員は専用階段から、準備室において、中ほどの左側の準備室1というのがあると思います、この準備室において更衣してからでない各調理室には入室できないという構造になっております。それと、更に非汚染区域、ちょうど真ん中の下処理室から右側でございます、ここの部分につきましては、エアシャワーを通らないと入室できないシステムを計画しております。調理室の床は屋外の地盤面より90センチ程度高くしております。荷受け室にはエアカーテン、配送口、回収口とには、これは右側でございます、ドッグシェルターとエアカーテンを併用いたしまして、防虫対策を徹底した計画となっております。調理過程で出てきます生ごみや残飯類につきましては、図面の右側でございます、仲介処理室において脱水し、ごみの量を縮減した後、搬出する計画としております。

4枚目をお開きいただきたいと思います。4枚目は2階の平面図の配置でございます。ちょうど真ん中の左側にあります階段、この階段を上って左側に事務室、右側に調理員の更衣室並びに休憩室等の配置となっております。

以上、簡単でございますが図面の説明とさせていただきます。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問などはございませんか。

副委員長。

白石副委員長 田中部長の方から、これまでも報告された内容についてまた改めて詳細にご報告いただいたというふうに思うんですけども、私は委員会という中で委員として報告を受けるのは初めてのことでありますので、これまで出てきたこともあると思いますけども、若干のことについて伺っておきたいと思います。PTAあるいは給食運営委員会等で、いろいろ報告された内容についてご議論をされてきていると、一定の方向性を打ち出してきているということは理解できるわけでありまして、やはり最終的な意思決定をするのは議会であるということでもあります。そこで、主要な点について若干議論をしたいと思っております。

Q&A、保護者の皆様へという中で、給食センターについてのお知らせの中で、業務委託について、田中部長も強調して、何度かPTAや給食運営委員会の中で議論をし、PTAからも業務委託という形で進んでもいいという報告を受けてということでもあります。本件については、我が党もこの間いろんな議論に加わり、また視察研修もし、やってきております。当然、業務委託ということになりますと、業者との契約において、やはり業務の内容、あるいはリスクマネジメント等々、これはきちっと決めておかなければならないことは言うまでもありません。やはり、学校給食というのは単なる昼食を提供していくということだけではなくて、学校教育の一環であるとともに、子どもたちの健康や命を育み、そして食育の一環としてやっていくという、本当に行政としては重要な事業だと私は認識しております。行政がやはり責任を持って、教育委員会が、学校が責任を持って、子どもたちの健康や命や食育をきちっとしていくということが中心になるわけでありましてけれども、業務委託という形で本当にそういう目的、役割がきちっと果たせるのかどうか。まず安全性の問題で、当然、非常に話題になりましたけれどもO-157の問題とか食中毒、いろいろあるわけですね。こ

これは食材から来るのか、あるいは調理員から来るのか、これは本当になかなか解明しにくい問題であります。このところの責任をどのような形で契約に反映し、どこが責任をとるのかという焦眉の問題で、いかがな見解を持たれているのかと、先進地の状況はどうなっているのかということ、そのところを、これまで視察もされご検討されてきたPTAや給食委員会等でもそれなりにご報告をされているというふうに思うわけですが、お伺いしておきたい。

地産地消という問題も8のところに出ています。これらについても、やはりイニシアチブは教育委員会や行政がきちっと発揮しないと、地域の生産者、業者との中で対応するのは、私は非常に困難なことだというふうに思います。業務委託という中で、こういう問題をいかにして地産地消という全市的な課題として取り組んでいくのかという見通しを持っているのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

そして、9の給食費についてであります。給食費はどうなりますかということに対して、田中部長も報告、説明されていますけれども、消費税分をご負担いただくことになりまして明確に言っているわけでありまして。これは、私はいかがなものかというふうに思うんですね。もちろん、いろんな使用料や手数料や、あるいは給食費等を決めていくのは、これは行政の権限に属するものであるというふうに思います。こういうことをしたいということは、これはこれでいいと思うんですが、やはり最終的な意思決定は、予算の審査において給食費をどうしていくかと、消費税の転嫁をどうしていくかということを決めるのは、これは議会の役割なんですね。ここがなければ葛城市としての意思決定にはならないんですね。その点、明確に8%ご負担いただくことになりまして言っているわけで、私たちはこのことを追認せなあかんということになるわけですが、いかがなご認識でこういう回答をされているのかお伺いしておきたい。3つ、とりあえず。

西井委員長 田中部長。

田中教育部長 ただいま3点ご質問をいただきました。

まず、今後業務委託をしていく中での業者とのそういったリスクマネジメントの件でございます。今後業務委託につきましては、いろいろな仕様をつくって、各今の情報を収集しておきまして、今後仕様書等をつくっていくわけなんでございますけれども、その中にやはり、契約上多いのは、長期継続契約で行って、安定的にそういった、特にアレルギーというのが重要なものなんですけれども、その辺はやはり民間が卓越したノウハウを持っておられるわけなんですけれども、その辺の責任者を置くとか、また、何か事があったときにそういった補償の分、保険の補償に入っているとか、そういうようなことを実際検討されておられるところが多いので、その辺、今後いろいろ情報収集しまして、仕様の方を考えていきたいと思っております。

また、2番目の地産地消につきましては、担当の方が農林課の方と一度いろいろと協議をさせていただいておられるわけでございます。この地産地消でやはり難しいのは、安定した規格と大きさ、数量というのをいかに安定的に確保するかということが問題となっております。今協議、検討しておる中では、聞いておりますところによると、道の駅に出されるような地元の地域活性化協議会とか、いろんな団体というのがいろいろ活躍されておると聞いており

ます。その辺の関係団体ともいろいろお話をさせていただいて、給食センターとしてはやはり、地元産で安全・安心できる、また数量も確保できるような形でのいろいろな協議の方を今後進めてまいりたいと思っております。

3点目の給食費の値上げについてでございます。これにつきましては、一般会計の方から毎年そういった莫大な費用の方を給食会計の方にいただいておりますのでございまして、給食会計といたしましても、保護者の給食費と、それにプラス原材料費というのを毎年約800万円から900万円を上乗せした形で補助の方をさせていただいております。また、過去に平成22年度でございましたか、給食費の改定をする中で、保護者の給食費とこちらの原材料費の試算の単価をしましたところ、200円から400円ぐらいの差があったというふうに聞いております。話し合いの結果、それを折半させていただこうということで、お互いにわかち合って負担の方をさせていただいたという経緯がございます。そういった過去の経緯も勘案させていただきまして、今回そういった消費税の原材料費、どうしてもこれは現在、実際に消費税分、少しずつ原材料費が上がっているように聞いておるわけなんですけれども、この辺を苦渋の選択で、保護者の方に給食費をご負担いただきたいと。これにつきましては、やはり議会のご同意を得るといのがもちろん当然先決だとは思っておりますが、お知らせの中で、保護者に対してはご理解をいただきたいということでお知らせさせていただいておりますので、その辺はあくまで議会軽視という意味では決してございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 今回3点に限っての話、もう少し言いたいところがありますけれども、業務委託について、先ほどの答弁ではこの責任者を置くと、あるいはその保険に入るとか、そういうことでありますけれども、やはりその最終的な責任を明確にしておくことが大事であって、保険に入っているからその補償ができるというのは、もう問題ではないんですね。やっぱり命にかかわることです。それは当然こういう社会でありますから、民法上これは当然、そういう事故によって被害を受ければそれを補償しなきゃならないという責務があるのは当然でありますけど、しかしそれを保険で賄うとかそういうことではなくて、やはり責任をきちっととれるところを、責任者を置いてやるんだから、じゃあその原因の解明によって明らかになれば業者が全て責任を負うということに、そういう契約になるのかどうか、はっきりしていただきたいということでもあります。やはり指定管理ということになるのか、どういう形式になるのかわかりませんが、業務委託をするということは間違いのないことですね。業務委託ということになれば、これは当然その事業者の統括、管理のもとやるということになるわけでありまして。しかしここでは、業者委託になっても従来どおり栄養士の管理のもとで調理が行われるということであるわけですね。これは当然、陣頭指揮をとって、ああしなさい、こうしなさいということではないんだろうと。どういう食材を、何曜日には何を提供し、栄養のバランスのとったものをつくっていくと、こういうのでやってくださいということにはなると思いますが、やはり基本的には、これは事業者が全体を統括し、運営をして

いくと、管理をしていくということになるんじゃないんでしょうかね。委託することによって、どこまで市が業務の内容にまで言及、指導、監督できるのかという線引きというか、そこをはっきりしていただきたい。それを出していただきたい。

それから、地産地消の点については、これは懸案のことであって、今でもやられているけども、実際には食材の安定的な量や質のカバーというのはなかなか困難な中で、センター方式ということになれば、これはまたなかなか大変なことだというふうに思います。こういう食材の調達についても、きちっと市が農林課あるいは地域の団体と連携して、やはり安全・安心を確保するという点でのことも実際にやっていけるのかどうかということも含めて考えていただかないと、なかなか難しい。そういう意味では、直営でやればきちっと全組織、人員に対して意思統一ができるというメリットがあるわけで、この辺が非常に心配だと。地産地消の安定的な供給量や質の問題とあわせて、安全性の確保という点でも問題があるなというふうに思います。

給食費の問題については、過去にいろいろ消費税の導入に当たって議論もされてきた中で、市も保護者も苦渋の決断をし、折半したと、市長もそういう形で、私も承知をしているわけですが、私はほんまに、給食費は半分ぐらいにしてもええなというぐらい子育てに支援をしていかなあかん、こういう考え方を持っています。小さなまちであれば、それこそ全額給食費はやりますというところまであるわけで、しかしそれが実現できるかどうか、これはまた別物だというふうに思います。やはりそこまで、過去の議論からしても、一定ほんとに保護者に負担をどう選択するのかということでも議論をし、苦渋の決断の上に成り立ってきているわけですよ。それがこういう形で、これは教育委員会、行政の意思表示やということだろうというふうに思うんですが、こういうことも保護者の皆さんが納得してやられているということになれば、これは私はいかがなものかと。保護者の皆さんは、長くても幼稚園からでしたら6年と3年で、9年、10年、11年ですよ。しかし、ずっとやっぱりこの給食費というのはついて回るわけで、我々はそういう立場から給食費はどうあるべきかということを考えて意思決定をしていくわけです。本会議でも質問しましたけども、消費税が増税される、そのことによって市民の暮らしがどうなるのかということも含めて議論されている中で、これは過去にも出ておった話ですから、これ以上言いませんけれども、やっぱりいかがなものかということをお話したい。

お答えできるのであればお答えしていただきたいというふうに思います。

西井委員長 教育長。

大西教育長 業務委託の件につきましては、年度が変わりまして、もちろん委託する場合につきましては中身、何を委託するかという、これは基本は仕様書でございますので、その検討につきましては、もちろん学校関係者、PTAも含めまして、また関係者にも参画していただいて検討委員会を持たせていただきたいと。その中で、責任も含めまして、そういう業務の中身につきましては、何を業者選定する、そういう資料づくりをしてまいりたいというふうに思っていますので、これはこれで、またその途中経過も報告させていただきたい、またご意見もいただきたい、こういうふうに思っております。

それから、地産地消につきましても、材料の発注はもちろん栄養士を主とした私どもの者でございますので、地元産の物品をどこまで確保できるか、質と量、これにつきましては関係者とまた協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

最後の給食費の値上げでございます。もちろん、これにつきましては最終的には議会でご決断いただくということでございます。この中身につきましても、いろいろPTAの連名で出させていただいて、PTAの方のご意見もいただいた結果ということで、ひとつこういう表現になりましたということでご理解いただきたいと思います。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 成り行きというか、Q&Aで出して、そういうふうに答えざるを得ない、文章にせざるを得ないということになったんだろうというふうに思いますけれども、そこはやはり我々議会の立場も考えていただけないと、これから審査をするわけですから、困ったものだというふうに述べておきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私はちょっと違った側面からお願いと質問をしたいと思うんですけど、この給食センターは、3年前の東日本大震災で、あっちの地域で、避難所と給食センターというのが大きな役割をしたと、こういうふうに言われているわけですが、本市においても、市長も一生懸命力を入れておられるように、避難所等の耐震化等をやっておられると。例えば避難所に何百人という人が入ったときに、まずその食糧の供給というのほどのようにお考えになっているのか。それと、そんなんをすれば、やはり給食センターを使うのがいいのかなと、このように思うわけですが、それが、いや、そんなん給食センターは使えませんかというものなら、これは検討の余地もないんですけども、そういうことに使っておられた事例とか、またその辺も検討されて、できるのであれば、今から契約、また施設をつくっていかれる中でそういうことも含めていただきたいと思います、このように思っているんですけども。今お答えできなかつたら結構ですけど。

西井委員長 田中部長。

田中教育部長 今の藤井本委員の、給食センターの方でそういった防災のための食糧を確保して供給できないかという機能なんですけども、今現在、給食センターの方は備蓄をできるような仕組みになっておりません。その日その日の資材をその日その日に加工して出すという形になっておりますので、当然ガスとか電気とかライフラインを遮断しましたら冷蔵施設も使えませんが、もちろん加工も何もできませんので、そういう仕組みになっておりますので。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 仕組みはそれはわかります、その日の材料がないというのは。これは、もしすごい災害があると皆どこの家もなくなるわけですからね。その中で、体育館に何百人とおられるようになったら、やっぱり食糧を供給したらなあかん。となれば、急遽でもどっかから仕入れてでも、要するにつくる場所としてその機能を備えられるのかどうかと、こういうことを私は求めておきたいと思うんですけども。

西井委員長 市長。

山下市長 災害に対しての供給の施設になり得るのかということでございますけれども、これは、今のところというか考え方として、全国の給食センターもそうだろうと思っておりますけれども、別になっています。若干、淡路市かどっかが災害時の調理施設と給食センターを一緒にされたというふうに聞いてはいますが、後で省庁の方からかなりのお叱りを受けられたと、そういうことをしてはいけないと、だからもう二度とそういうことはできないよというお話をいただいております。今おっしゃるように、災害時のことにつきましては、どこでどう備蓄をしていくのかとか、応援協定をどうしていくのかとか、この間も道の駅のところで食糧を備蓄して、備蓄というか集積をして配布するというようなお話をさせていただきましたけれども、どういう体制をしていくのかということはまた考えてまいりたいと思っておりますし、給食センターがどのような形で、備蓄をせずに使っていけるのかということは今後の課題にさせていただきますたいと思っております。

西井委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 先ほどから白石副委員長の方からいろいろと、給食運営委員の方での協議というようなことも質問の中にあっただと思うんですけども、私は厚生文教常任委員会の給食委員に選んでいただきまして、先日、先ほどご報告がありました試食会も含めて参加させていただきました。そういう関係もございまして、ちょっとコメントだけさせていただきますたいと。

45年ぶりに給食をいただいて、イメージとしては昔の苦い経験といいますか、まずい経験を一新した給食をいただいて、非常に感銘を受けさせていただきました。将来を担う葛城市の若い世代がああいうものを食べて元気になりよったら、なかなか将来有望やなど、こういうイメージで、会員さん、委員さんとともに試食をさせていただきました。給食というものが非常に子どもたちにも人気があるよというふうなことも、校長先生からもいろいろとお聞きいたしました。新しい給食センターとなれば、生徒さんたちも非常に期待もしておられると思います。先ほどからありました安心・安全、これはもう当然のことでございます。おいしいという部分も十分ご配慮いただいた給食にさせていただけたらありがたいなということを、まずお願いしておきたいと思っております。

それから、地産地消の問題で先ほどからちょっとお話がございました。これはまた農林課の方とご協議を願いたいと思っております。今ないということで、先ほどあるのかなのかということをおっしゃられていました。これは、種をまきや生えてくると、だから何が欲しい、どんだけ要するということと、それをつくるという人のパートナー協定みたいなものを結んで、学校給食出荷者というふうなものを、これは顔の見える農産物というふうなところで、安心・信頼の関係づくりをしていただくということで確保していただけたらと、こういうふうにならばとご提案申し上げたいと思っております。

それから、ちょっと気になったアレルギーのところ、そばがないんですね、4つ目にあるべきそばが。これはメニューにそばなんて予定していないということで省かれているというふうにお聞きした、そういうことでいいですね。わかりました。

それから図面のところで、非常に狭いというか、職員さんの駐車場は東にあって、階段を上って敷地内に入られると。私が気になったのはセキュリティ、要するに外部からの侵入を防ぐ方法、階段を上って、何か暗証番号を押して中に入らなあかんとかというのが普通の食品会社のルールというんですか、常識みたいになっていますけど、その辺の外部からの侵入を防ぐ方法とかもご配慮なされているんですしたら別に問題ないんですけど、その辺のところのご報告もお聞かせ願えたらお願いいたします。

以上です。

西井委員長 高橋所長。

高橋学校給食センター所長 ただいまの増田委員のご質問でございます。セキュリティの問題でございますが、現在設計の中で、施設設備等も含めまして検討を加えているところでございます。外部からの侵入はあってはならないことということは大前提になっておりますので、安全・安心を担保するためには、そういうことも含めましてこれからの設計の中に十分入れていきたいと、このように思っておりますので。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。くれぐれもその辺のところも含めて、安全確保第一でよろしくお願ひ申し上げておきます。

以上でございます。

西井委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 この前もこれのときに言わしてもうたんやけども、給食センターの寺口に入っていく道、進入路、これはこの前も寺口の大字の方からもやし、区長の方からも、やっぱりあれでは狭いから危ないからということ。教育委員会の方はそこらはタッチしていないのか、都市整備部なのか、どう連携しているのかようわからんけれども、今も説明で、入り口は8メートルしたあるけど、進入していくその前の道は4メートルとか、それは前にも危ないから何か検討してんのんかというふうなことを言わしてもうたと思うのに、今の説明ではまだ4メートルのままの話やけども、そこらは何か対策を考えてもうてんのかな。

西井委員長 副市長。

杉岡副市長 その件に関しまして、現地も踏査し、今の搬出の車の台数等も検討いたしまして、現実に今現在その間だけを今この事業だけで単独でやるよりも、やはりループ状にしますと国の国庫補助をいただけるというふうなこともございます。今現在、そういうことも検討しながら今後は対応していこうと。今、搬入、搬出はある一定の期間内だけに4台程度、搬出も4台、搬入も4台という、限られた時間の限られた台数というふうなことでございます。道路の確保につきましては今後、寺口地内のループ状にするという国庫補助の事業に乗せていくということを前提に、今現在検討させていただいておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りします。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、議長に対し、これを閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

本日、早朝より委員会、かなり議案も多い中、慎重審議を進めてもらいましてありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時35分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 西 井 覚